第3期
幸田町地域福祉計画
幸田町地域福祉活動計画

令和７年３月

幸 田 町

幸田町社会福祉協議会

はじめに

幸田町では、平成 27 年度に『第１期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画』を幸田町社会福祉協議会と共に策定し、「支え合い　ともに生きる　まちづくり」を基本理念として、地域住民の皆さまと共に地域福祉の推進に取り組んでまいりました。続く第２期計画では、この理念を継承しつつ、各福祉分野の計画を統合し、災害時にも支え合う体制の強化を進めました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。幸田町においても、高齢者世帯やひとり親家庭の増加、8050 問題、ひきこもり、生活困窮、育児と介護の両立（ダブルケア）など、複雑な課題が広がっています。

こうした背景を踏まえ、第３期計画では、基本理念「支え合い ともに生きる まちづくり」を引き継ぎ、副題として「人と人、誰もがつながり“幸田町（しあわせ）”の輪をつくろう！」を掲げました。この理念は、すべての町民が互いに支え合い、共に安心して暮らせる社会を目指すものであり、「みんなでつくる 元気な幸田」という第６次総合計画の将来像を支える重要な柱となります。

また、本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携を強化し、地域共生社会の実現に向けて、柔軟で効果的な支援体制の構築を目指します。特に、包括的な支援体制を整備し、誰もが安心して生活できるよう、「幸田町重層的支援体制整備事業実施計画」「幸田町成年後見制度利用促進基本計画」「幸田町再犯防止推進計画」の３つの計画を一体的に策定することにより、地域全体で支え合い、共生する社会の実現に取り組みます。

地域福祉の推進は、行政だけでなく、町民の皆さま、企業、団体、福祉関係者が協力してこそ実現します。「オール幸田町」の精神のもと、年齢や立場を超えたつながりを深め、支え合う地域づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの町民の皆さま、各種団体・事業者、本計画策定委員会の皆さまから貴重なご意見をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。今後も幸田町が一丸となり、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和７年３月

幸　田　町　長

成瀬　敦

はじめに

平素は、幸田町社会福祉協議会の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本会では、平成 27 年度に第１期、令和２年度に第２期『幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画』を幸田町と共同で策定し、幸田町の地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

第１期、第２期の成果の一例として、以下のことがあげられます。

・支え合いの体制づくりとして、「ふれあい・いきいきサロン」を、22 サロンで月 1 回以上開催し、高齢者の交流や介護予防の場となるとともに地域の居場所となってきています。更に新しい参加者を増やすことが期待できます。

・令和４年度に設立した「協議体」は、普段の生活の中で感じている「こんなことがあったらいいね」「こんなことが出来たらいいね」という地域の声を、気楽に情報共有をしています。例えば、「高齢者を招いてコーヒーサロンを開催した、交流の場づくり」「通学路マップを作成し、子どもが安心して通学できる支援」「地域でウォーキングをしながらごみを拾っての美しいまちづくり」「独居高齢者が孤立しないための支援」など、様々な取組がなされてきています。

・新たな地域の担い手の発掘と育成のため、団体活動助成金交付要綱を制定し、ボランティア団体への活動支援の充実を図っています。「参加している人の喜んでいる姿を見て幸せを感じる」「感謝される喜びややりがいを感じる」と言っていただいています。また、活動者向けのコピー機を設置したことで、資料準備がしやすくなったと好評を得ています。

こうした成果と課題を踏まえ、「支え合い　ともに生きる　まちづくり」の一層の具現化に向け、第３期『幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画』を策定しました。新たな取組として、子ども食堂を含む地域の居場所づくり事業や手話検定への助成を行います。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました幸田町地域福祉計画策定委員会及び関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げるとともに、本会といたしましても皆さまにより身近に感じていただけるよう情報発信に努めます。今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年３月

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会　会長

天野　広子

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　地域福祉の考え方 3
３　計画の位置づけ 5
４　計画期間 8
５　計画の策定体制 8

第２章　幸田町の現状 9

１　幸田町の状況 9
２　既存の住民意識調査結果 19
３　団体ヒアリング結果 20
４　現計画評価 24
５　各調査からみる幸田町の課題と視点 28

第３章　計画の基本理念 31

１　基本理念 31
２　施策体系 32
３　基本目標 33

第４章　施策の展開 35

１　地域福祉を進める意識づくり 35
２　地域福祉を進める仕組みづくり 40
３　地域共生に向けた支援体制づくり 45
４　地域で安心して生活できる環境づくり 53

第５章　幸田町地域福祉活動計画（幸田町社会福祉協議会） 57

１　基本的な考え方 57
２　地域福祉活動計画の取組 60
３　地区別の現状 69

第６章　関係計画 81

１　幸田町重層的支援体制整備事業実施計画 81
２　第２期幸田町成年後見制度利用促進基本計画 86
３　幸田町再犯防止推進計画 92

第７章　計画の推進 95

１　計画の推進体制 95
２　計画の進捗管理・評価 95

第８章　資料編 96

１　幸田町地域福祉計画策定委員会設置要綱 96
２　幸田町地域福祉計画等策定委員会委員名簿 97
３　策定経過 97

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景と趣旨

- 近年、我が国においては、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化等を背景に、人と人との相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱くなっています。また、孤立・孤独、虐待、ひきこもり、見守りが必要な人の増加等、地域の福祉課題が多様化しています。さらには、8050 問題や介護と育児のダブルケア等に代表される一つの世帯の中に複数の課題を抱える「複雑化（様々な分野の課題がからみあっている状態）・複合化（課題が複数の分野にまたがる状態）」した課題が顕在化し、対応の専門性や即応性が求められています。
- このような多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、「自助（自分のことを自分でする）」「互助（近所の助け合い、ボランティア活動）」「共助（社会保険制度）」「公助（行政が行う公的サービス）」が相互に連携し、すべての人が支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことが必要となります。
- 国においては、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」を掲げました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。
- 幸田町においては、平成 27 年３月に「第１期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画」を策定し、基本理念「支え合い　ともに生きる　まちづくり」を掲げて、地域住民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。また、令和２年３月に策定した「第２期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画」では、高齢者、障がい者、子ども、健康等に関する各福祉分野を統括する計画として、さらなる地域福祉の推進に資する施策を進めてきました。
- 令和６年度は、計画の改定時期を迎え、地域福祉のさらなる推進を図るため、住民や各種団体、事業者等の参画を得ながら新たに「第３期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指していきます。
- これらの計画とあわせて、複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「幸田町重層的支援体制整備事業実施計画」及び「幸田町成年後見制度利用促進基本計画」、「幸田町再犯防止推進計画」の３つの計画を一体的に策定します。

（２）ＳＤＧｓの視点を踏まえた計画の推進

- ＳＤＧｓ（エスディージーズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、平成 27 年９月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和 12 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。
- 幸田町はＳＤＧｓの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和６年度に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。今後、ＳＤＧｓ未来都市として、活力のある持続可能なまちづくりに向けた取組を推進していきます。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の17のゴール

- ＳＤＧｓの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画の目指す地域共生社会の実現と方向性を同じくするものであるため、以下の関連する目標の実現を目指していきます。

目標１　貧困をなくそう

目標３　すべての人に健康と福祉を

目標４　質の高い教育をみんなに

目標５　ジェンダー平等を実現しよう

目標 10　人や国の不平等をなくそう

目標 11　住み続けられるまちづくりを

目標 16　平和と公正をすべての人に

目標 17　パートナーシップで目標を達成しよう

第１章　計画策定にあたって

２　地域福祉の考え方

（１）地域福祉とは

- 「福祉」というと、子ども・高齢者、障がい者等の対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものと捉える人が多い傾向にあります。しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの生活するうえで困っていること等、既存のサービスの枠組みにあてはまらないことが多く存在します。
- 地域の様々な生活課題を解決するためには、「自助（自分のことを自分でする）」「互助（近所の助け合い、ボランティア活動）」「共助（社会保険制度）」「公助（幸田町が行う公的サービス）」を組み合わせ、地域全体で支え合っていくことが求められています。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合う関係や仕組みをつくっていくことを「地域福祉」といいます。この「地域福祉」の推進により、地域共生社会の実現を目指します。
- なお、社会福祉法第４条に、地域福祉を推進する主体と目的が定められています。

自助・互助・共助・公助の関係性

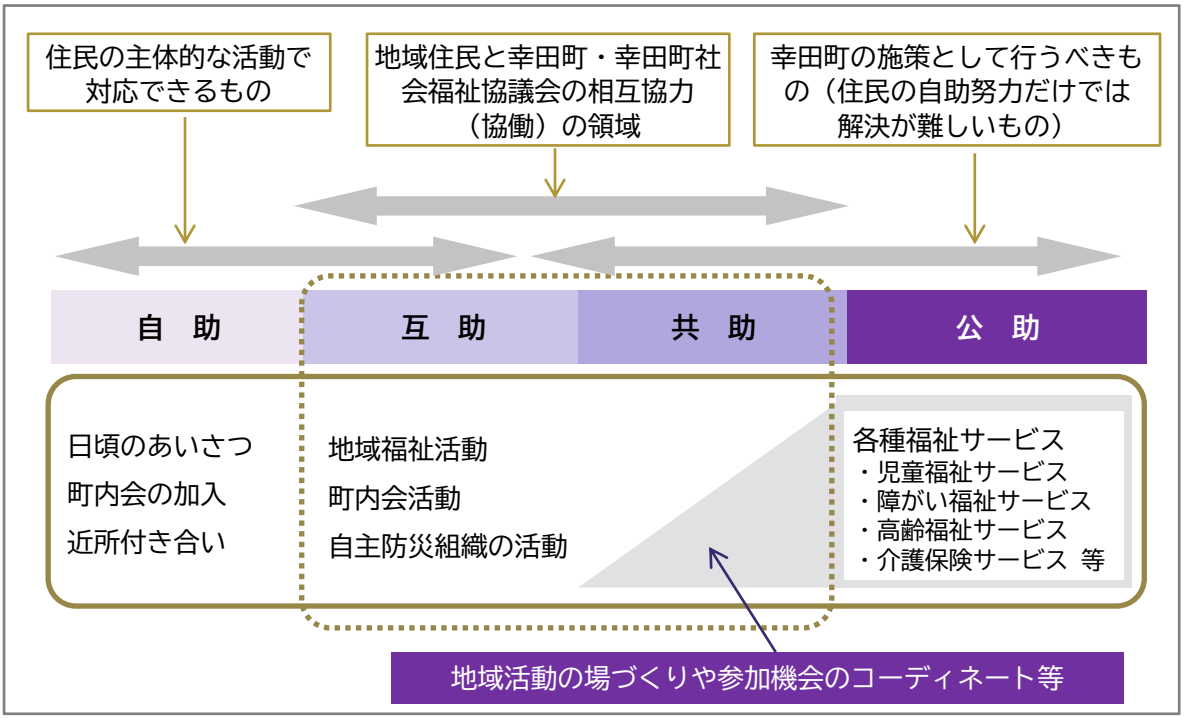

社会福祉法第４条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）
第四条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

（２）幸田町における圏域の考え方

- 幸田町では、小学校区、中学校区、高齢福祉分野における「日常生活圏域」等様々な圏域（地域の範囲）があります。
- 本計画においては、圏域を「隣近所」を中心に「行政区」「小学校区」「包括圏域（概ね中学校区）」「町全域」の５つに分けて整理します。
- それぞれの圏域レベルの特性等を踏まえた活動を展開していきます。

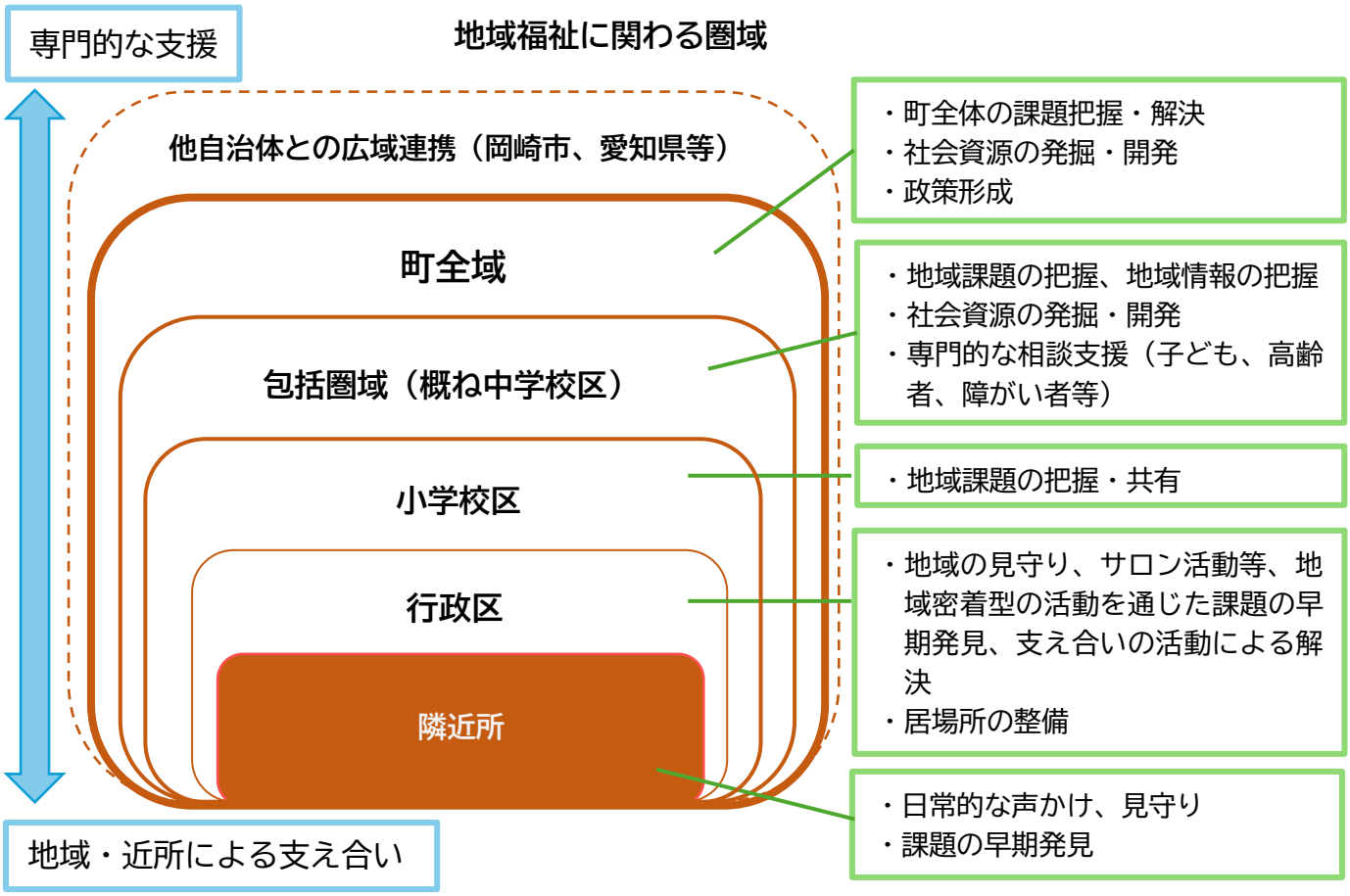

３　計画の位置づけ

（１）本計画の法的位置づけ

- 本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、幸田町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。
- 本計画は、社会福祉法第 106 条の５の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【社会福祉法】

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）計画の性格

- 本計画は、「幸田町総合計画」を最上位計画とし、目指すべき将来像である「みんなでつくる　元気な幸田」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。
- また、福祉分野における上位計画として位置づけられるものであり、福祉（子育て、高齢者、障がい者等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

計画の位置付けイメージ図

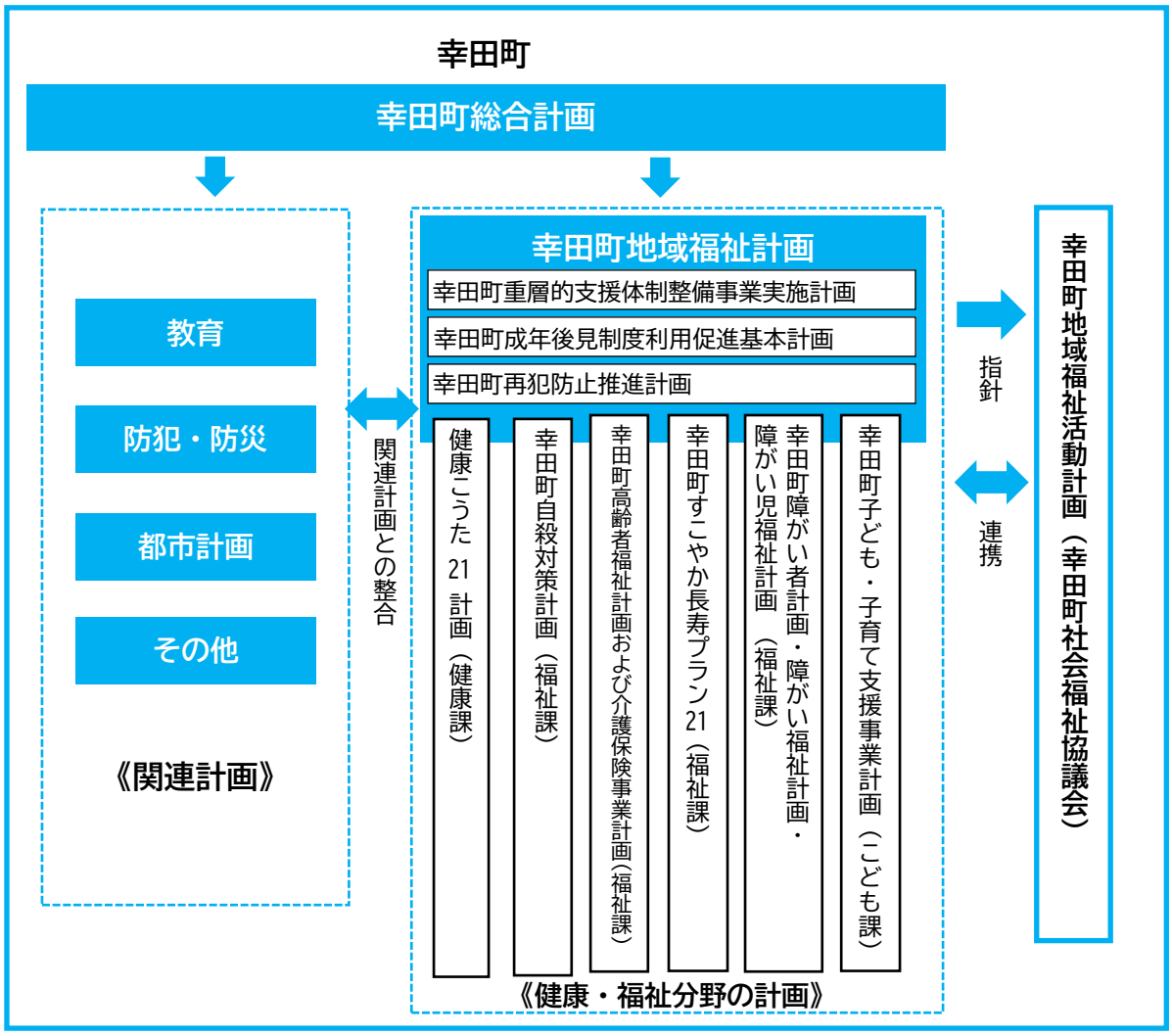

（３）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

- 幸田町の地域福祉を推進するために、幸田町では「地域福祉計画」を、幸田町社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しています。
- 「地域福祉計画」は幸田町としての地域福祉の「理念」と「仕組み」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。
- 本計画では、「地域福祉計画」における地域福祉の「理念」を効果的に進めるうえでの役割を明確化するために「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

両計画の関係性

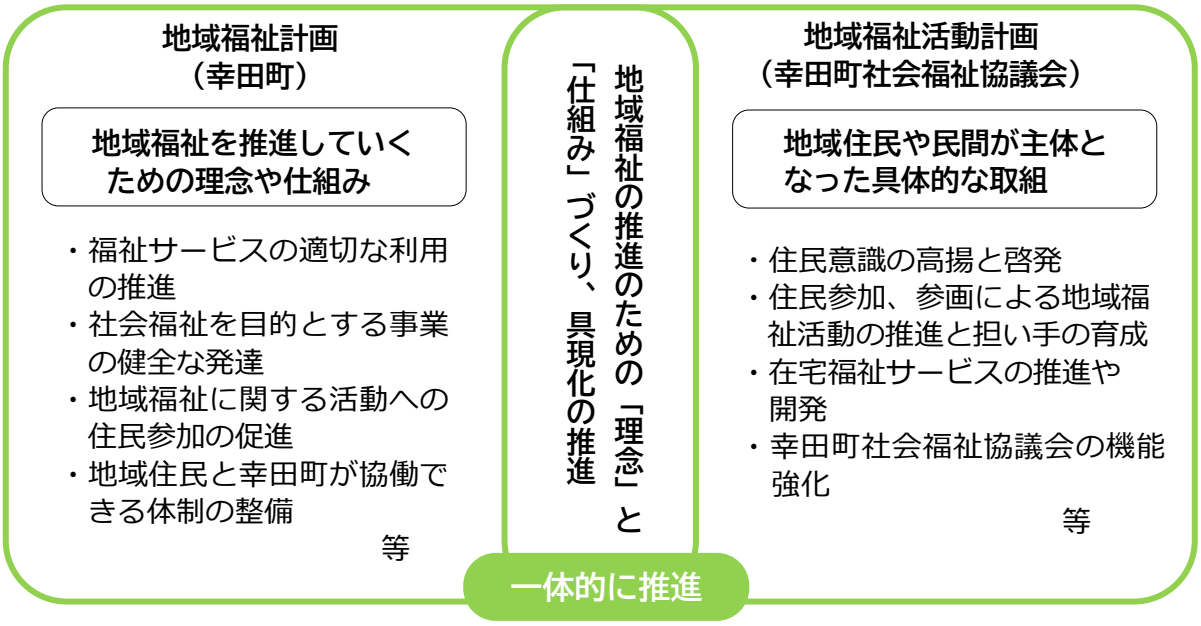

第１章　計画策定にあたって

４　計画期間

- 本計画は、令和７年度を初年度として、令和 11 年度を目標年度とする５か年計画です。なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

計画の期間

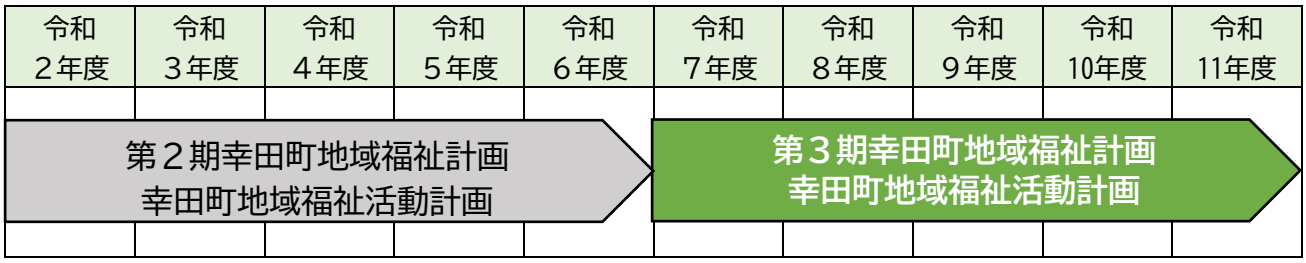

第１章　計画策定にあたって

５　計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、また、策定段階から積極的な住民参加を図るため、下記の調査、意見聴取等を行いました。

（１）各種団体に対するヒアリング調査の実施

- 町内で活動されている福祉団体の皆様の考え方やご意見等をお伺いするため、地域福祉に関するヒアリング調査を実施しました。

（２）第３期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画策定委員会による検討

- 地域福祉施策は幸田町行政組織の幅広い部門に関連するため、住民、有識者、社会福祉団体等の代表から構成される「第３期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

（３）パブリックコメントの実施

- 計画を策定するにあたり、幸田町ホームページ等で計画を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

第２章　幸田町の現状

１　幸田町の状況

（１）人口、世帯

- 幸田町の年齢（３区分）別の人口では、年少人口は減少傾向にあります。生産年齢人口は令和元年度から令和３年度までは緩やかに増加していますが、令和４年度以降は減少しています。高齢者人口は令和元年度以降、増加傾向にあります。全体の人口は、今後も増減を繰り返す見通しですが、少子化に伴う年少人口の減少、高齢化による高齢者人口の増加が懸念されます。

総人口及び年齢３区分別の人口推移

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総人口	42,292	42,497	42,650	42,412	42,255
年少人口（15 歳未満）	7,079	7,067	7,009	6,904	6,719
年少人口比率	16.7	16.6	16.4	16.3	15.9
生産年齢人口（15～64 歳）	26,338	26,370	26,443	26,285	26,262
生産年齢人口比率	62.3	62.1	62.0	62.0	62.2
高齢者人口（65 歳以上）	8,875	9,060	9,198	9,223	9,274
高齢者人口比率	21.0	21.3	21.6	21.7	21.9

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

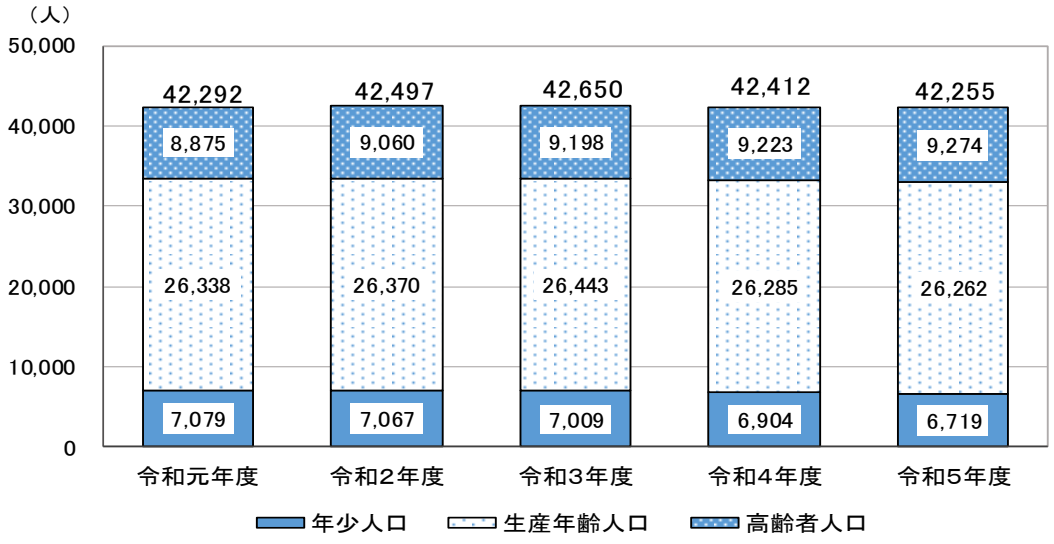

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

● 総世帯数をみると、平成 12 年以降、増加傾向となっており、令和２年では 15,786 世帯となっています。また、一世帯あたりの人数をみると、平成 12 年以降は減少傾向となっており、令和２年では 2.64 人となっています。

総世帯・一世帯あたりの人数の推移

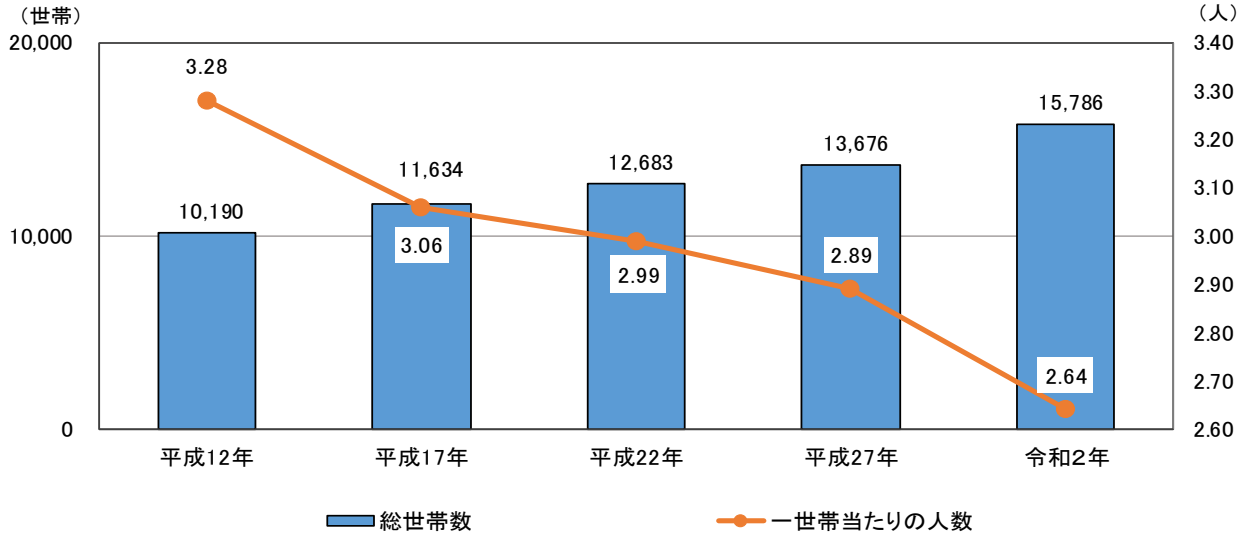

資料：国勢調査

（２）高齢者の状況

①高齢化の状況

● 県、全国と比較した幸田町の高齢化率の状況をみると、県、全国と同様に上昇傾向で推移しているものの、高齢化率は県、全国よりも低くなっています。

県・全国と比較した高齢化率の推移

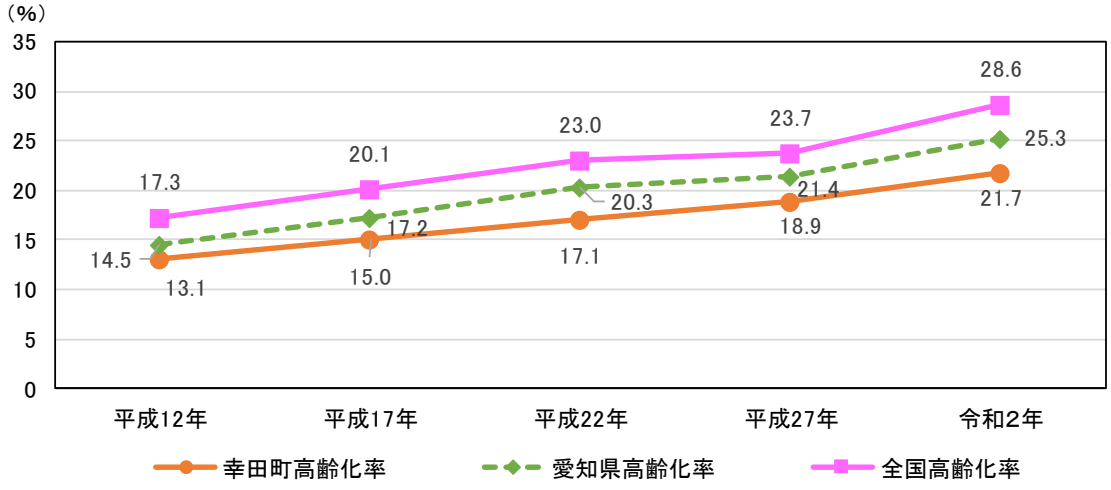

資料：国勢調査

● 高齢者の内訳をみると、令和４年以降は後期高齢者数が前期高齢者数を上回っており、令和５年の後期高齢者数は 4,943 人となっています。

前期・後期高齢者の推移

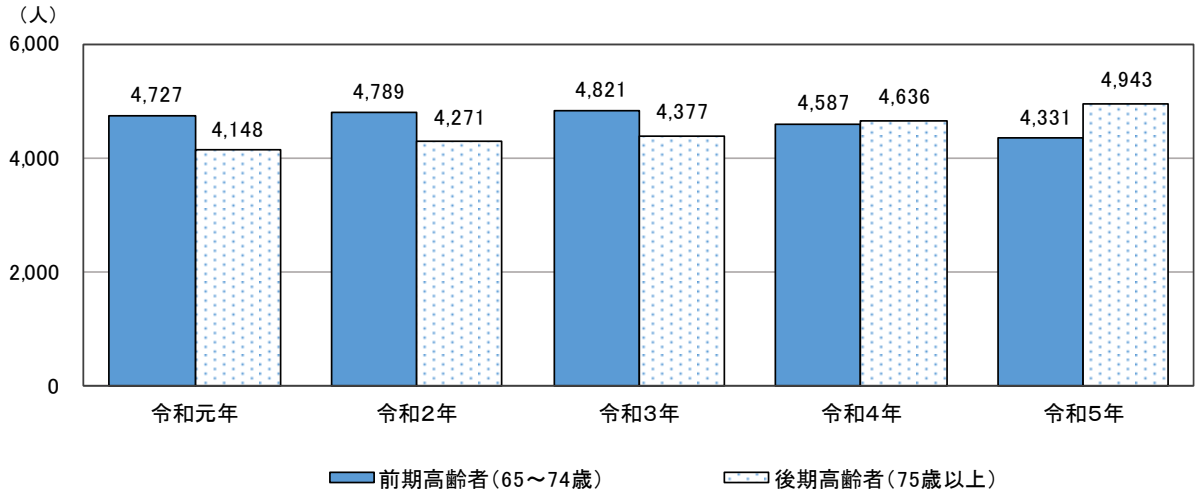

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

②介護が必要な高齢者の状況

● 県、全国と比較した幸田町の要介護認定率をみると、県や全国に比べて低くなっています。また、令和元年から令和２年にかけては減少しましたが、令和３年以降は緩やかに増加しています。令和５年３月時点では 14.0%で、愛知県の認定率より 3.4 ポイント、全国の認定率より 5.0 ポイント低くなっています。

県・全国と比較した要介護認定率の推移

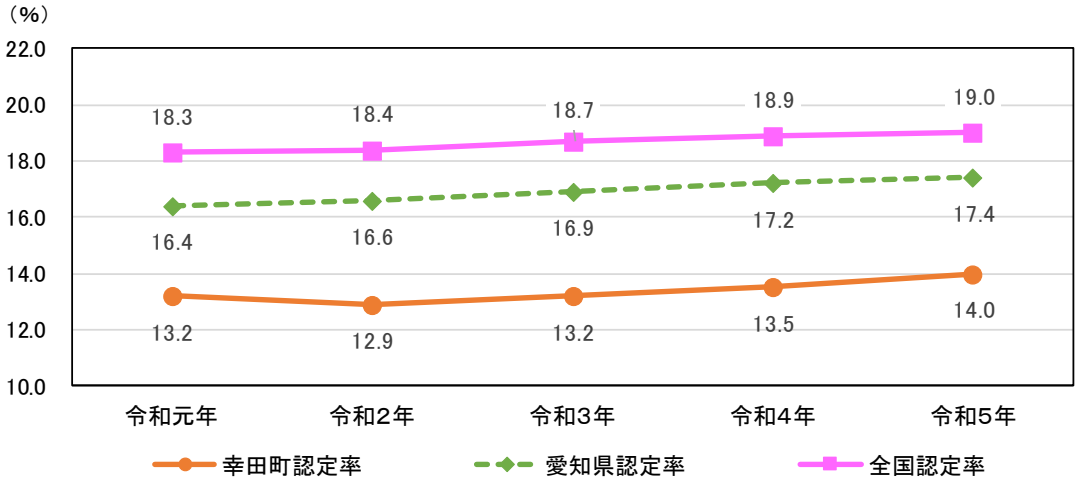

資料：地域包括ケア「見える化システム」（各年３月末）

● 要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、総数は令和元年から令和２年は横ばいですが、令和３年以降は増加傾向にあり令和５年では 1,286 人となっています。要支援・要介護認定者の内訳は、各年すべてで要介護１の認定者が多くなっています。

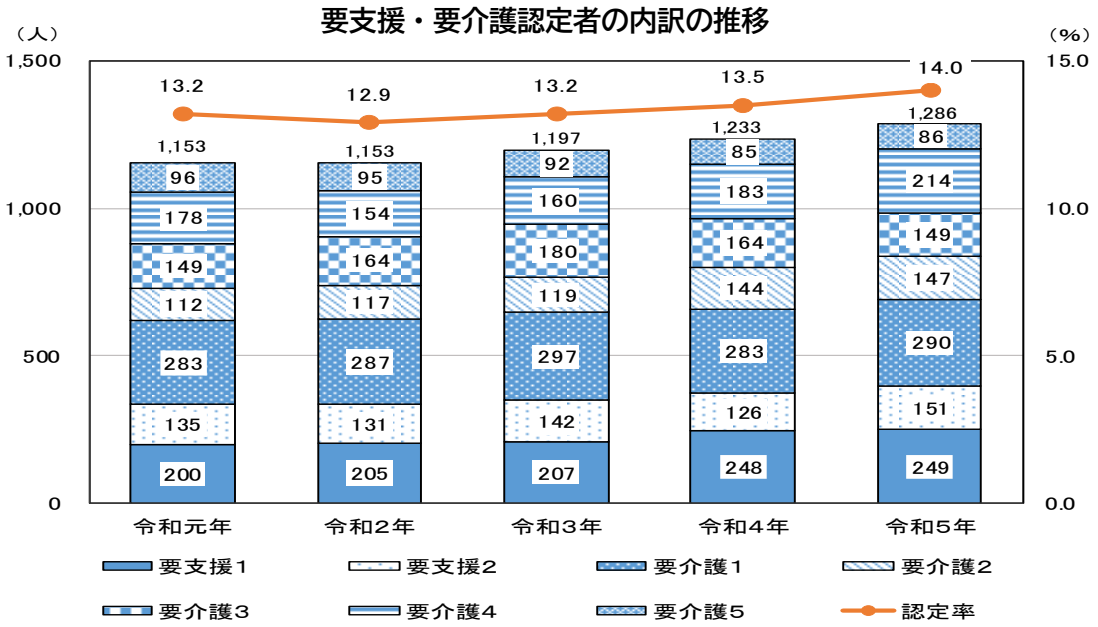

※認定率：第１号被保険者に占める要支援・要介護認定者（第２号被保険者を除く）の割合

資料：地域包括ケア「見える化システム」（各年３月末）

③高齢者世帯の状況

● ひとり暮らし高齢者世帯数と高齢者夫婦のみ世帯数の推移をみると、平成 12 年以降増加傾向が続いています。ひとり暮らし高齢者世帯数は令和２年では 909 世帯と平成 12 年に対する伸びが 4.46 倍となっています。高齢者夫婦のみ世帯数は令和２年で 1,628 世帯と平成 12 年に対する伸びが 5.09 倍となっています。高齢者のみの世帯比率をみると、平成 12 年の 5.1%から年々上昇しており、令和２年は 16.0%と 22 年間で 10.9 ポイント増加しています。

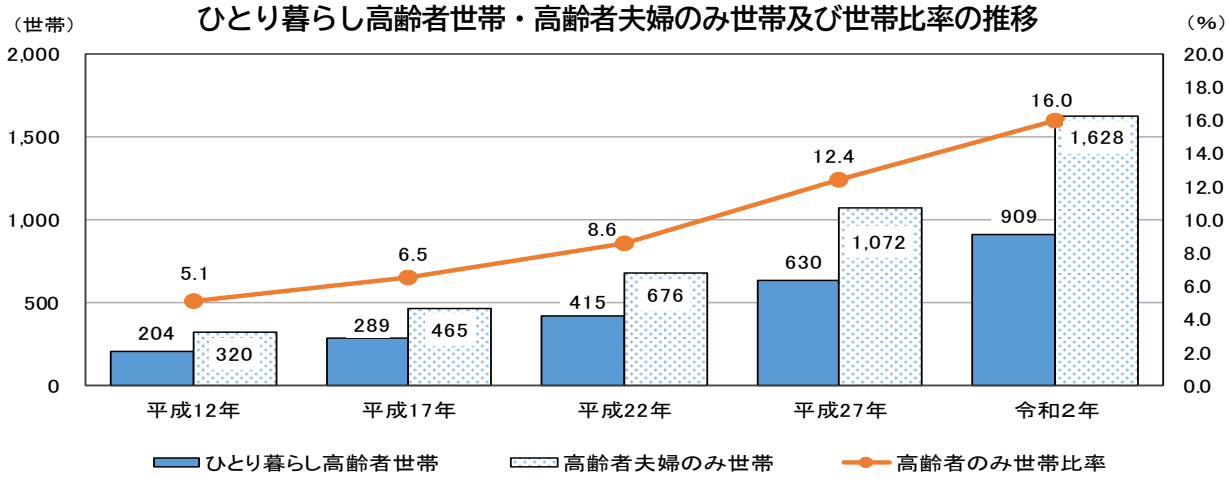

資料：国勢調査

（３）障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳所持者の推移をみると、総数は令和元年度から令和２年度は増加していますが、令和３年度以降は減少傾向にあり、令和５年度では 1,140 人となっています。年代別の手帳所持者の内訳は、18～64 歳では令和元年度以降、減少傾向となっています。手帳所持者の高齢者割合は、令和５年度では 65.2%で令和元年度より 2.8 ポイント高くなっています。

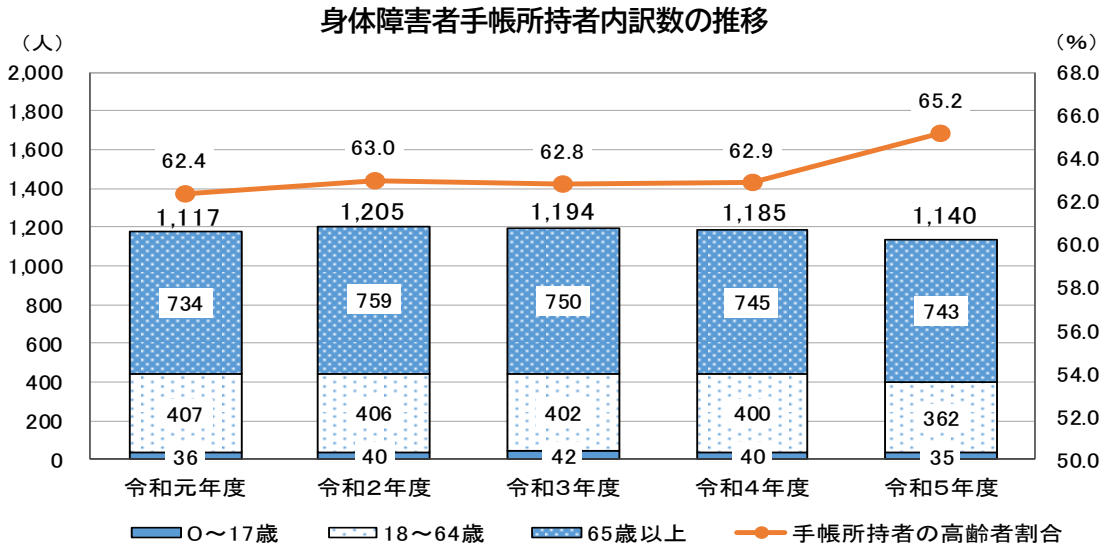

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

②療育手帳所持者の状況

- 療育手帳所持者の推移をみると、総数は令和元年度以降、増加傾向となっており、令和５年度では 388 人となっています。年代別の手帳所持者の内訳は、０～17 歳と 18～64 歳では令和元年度以降、増加傾向となっており、65 歳以上は横ばいとなっています。手帳所持者の高齢者割合は、令和４年度以降は横ばいで推移しており、令和５年度では 5.2%となっています。

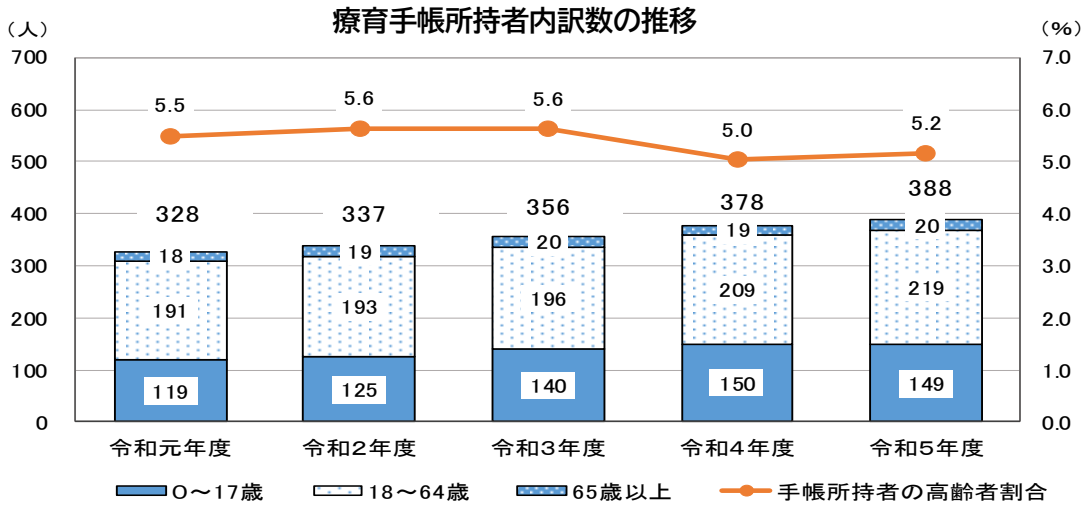

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、総数は令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和５年度では 472 人となっています。年代別の手帳所持者の内訳は、０～17 歳と 18～64 歳では令和元年度以降、増減を繰り返しており、65 歳以上は令和元年度から令和４年度は増加傾向ですが、令和５年度は減少しています。手帳所持者の高齢者の割合は、令和５年度では 17.4%となっており、令和４年度の 20.6%より 3.2 ポイント低くなっています。

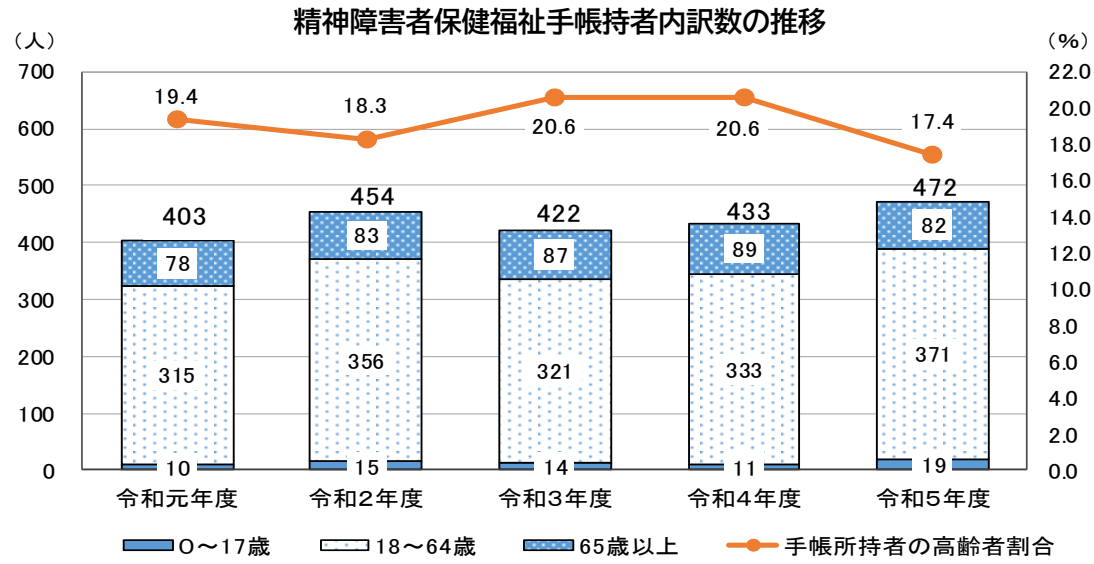

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

④自立支援医療受給者の状況

- 自立支援医療受給者の推移をみると、総数は令和元年度以降、増加傾向となっており、令和５年度では 735 人となっています。年代別の受給者の内訳は、０～17 歳では令和元年度から令和２年度は増加していますが、令和３年度以降は減少傾向となっています。18～64 歳と 65 歳以上では令和元年度以降、増加傾向となっています。受給者の高齢者の割合は、令和元年度以降、横ばいとなっており令和５年度では 15.5%となっています。

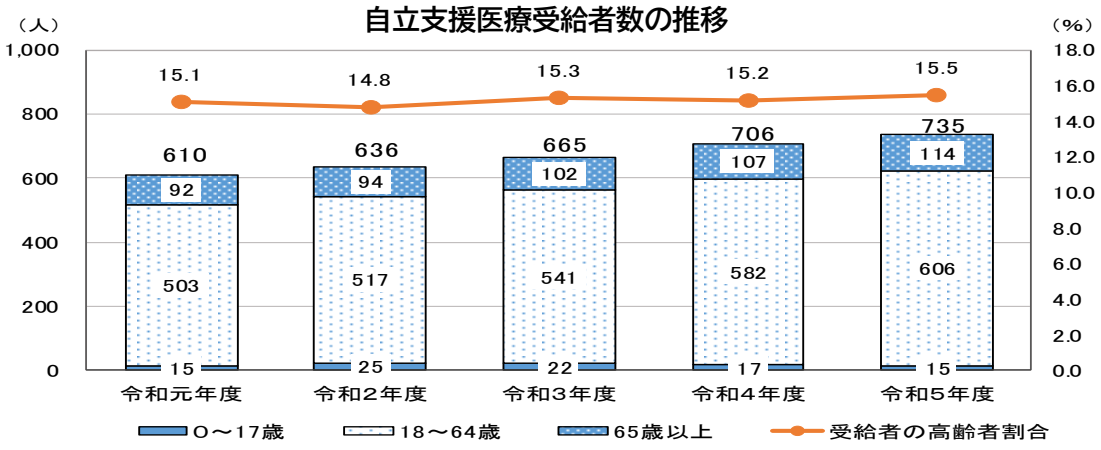

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

（４）子ども、ひとり親家庭の状況

①年少人口の状況

- 年少人口の状況をみると、令和元年度以降、減少傾向となっており、令和５年度は 6,719 人と令和元年度より 360 人減少しています。年少人口比率をみると、令和元年以降、緩やかに減少しており、令和５年度は 15.9%となっています。

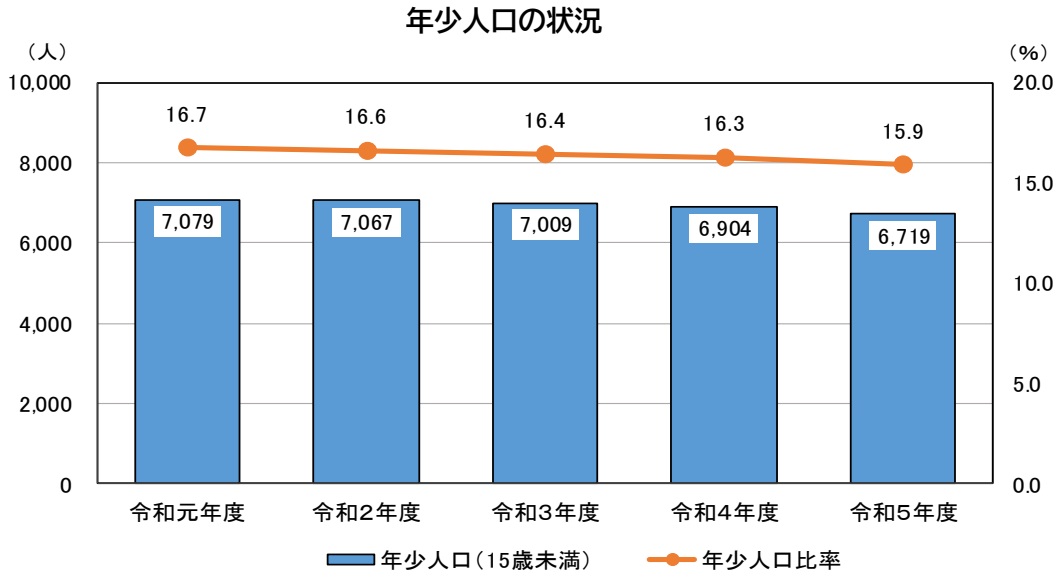

資料：住民基本台帳（各年９月末日）

②遺児家庭扶助費受給者の状況

- 遺児家庭扶助費受給者の推移をみると、令和元年度から令和２年度は横ばいで推移しており、令和２年度以降は増減を繰り返しており、令和５年度は 227 人となっています。

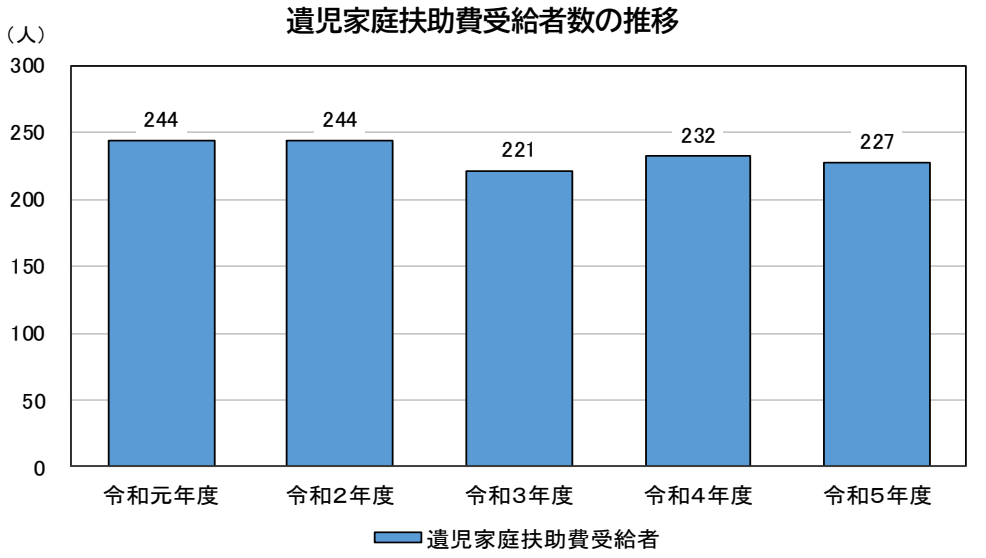

資料：幸田町こども課

③世帯構成と子どものいる世帯

- 世帯数を世帯構成別にみると、一般世帯数は平成 22 年から令和２年の 10 年間で 3,103 世帯増加しています。核家族世帯は 10 年間で 2,187 世帯増加しており、特に「女親と子どもからなる世帯」は令和２年で 951 世帯と平成 22 年に対する伸びが 1.53 倍と増加しています。親族のみの世帯は平成 22 年以降、減少傾向となっています。非親族を含む世帯は平成 27 年以降、増加に転じています。単独世帯は 10 年間で 1,403 世帯増加しています。

世帯構成の状況　　単位：上段　世帯、下段　％

区分		平成 22 年	平成 27 年	令和２年
一般世帯数		12,683	13,676	15,786
①核家族世帯		7,378	8,448	9,565
		58.2	61.8	60.6
	夫婦のみの世帯	2,122	2,559	2,945
		16.7	18.7	18.7
	夫婦と子どもからなる世帯	4,494	4,949	5,483
		35.4	36.2	34.7
	男親と子どもからなる世帯	140	153	186
		1.1	1.1	1.2
	女親と子どもからなる世帯	622	787	951
		4.9	5.8	6.0
②親族のみの世帯（世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯）		2,194	1,954	1,674
		17.3	14.3	10.6
③非親族を含む世帯（世帯主と親族関係にない人がいる世帯）		144	119	169
		1.1	0.9	1.1
④単独世帯		2,967	3,154	4,370
		23.4	23.1	27.7

※不詳世帯除く　　資料：国勢調査

- 子どものいる世帯別でみると、６歳未満親族のいる一般世帯数は緩やかに増加しています。18 歳未満親族のいる一般世帯数は増加傾向となっており、令和２年は 4,644 世帯となっています。

子どものいる世帯の状況　　単位：上段　世帯、下段 %

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
一般世帯数	12,683	13,676	15,786
６歳未満親族のいる一般世帯数	1,945	1,997	2,004
	15.3	14.6	12.7
18 歳未満親族のいる一般世帯数	4,170	4,435	4,644
	32.9	32.4	29.4

資料：国勢調査

（５）生活保護の状況

- 被保護世帯数は増加しており、令和５年度で 64 世帯となっています。また、そのうち高齢者のみの世帯は 34 世帯となっています。
- 幸田町全世帯に占める被保護世帯の割合を示す世帯保護率は、緩やかに増加しており、令和５年度で 0.38%とほぼ横ばいとなっています。

生活保護受給世帯と世帯保護率の推移　　単位：上中段　世帯、下段 %

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
被保護世帯	50	57	57	62	64
うち高齢者のみの世帯	29	36	31	34	34
世帯保護率	0.31	0.34	0.34	0.38	0.38

資料：西三河福祉相談センター

（６）支援の提供体制の現状

①幸田町社会福祉協議会

- 「社会福祉協議会」は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、すべての都道府県・市町村に設置されている組織です。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。
- 地域福祉推進の中核として、幸田町や民生委員・児童委員、自治会や教育機関、各種団体等との連携を密にしながら、ボランティアや地域活動等の支援を行い、高齢者、障がい者、子育て世帯等、各分野における相談支援や福祉サービスの提供等、営利を目的としない公益事業活動を行っています。

②民生委員・児童委員

- 「民生委員」とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことを役割としており、「児童委員」を兼任しています。
- 令和元年 12 月の改選により、41 人から 46 人に増員しています。
- 「児童委員」は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行っています。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員数

単位：人

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
民生委員・児童委員	41	46	46	46	46
うち主任児童委員	3	3	3	3	3

資料：幸田町福祉課（各年４月１日）

③ボランティア活動

- 幸田町ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、令和５年度時点で 41 団体あり、登録人数は 387 人となっており、団体数は前年度と比較して４団体増加しています。一方、登録人数は令和元年度以降減少傾向となっています。

ボランティアセンター登録状況

単位：団体・人

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
団体数	40	37	37	37	41
登録人数	468	435	410	396	387

資料：幸田町ボランティアセンター登録団体一覧

第２章　幸田町の現状

２　既存の住民意識調査結果

①アンケート調査の実施概要

- 既存の住民意識調査の結果から、地域福祉における課題等を抽出するため、福祉等の施策に関する満足度や重要度について整理しました。

第 23 回幸田町住民意識調査概要

調　査　目　的	町政に対する町民の意識と評価を把握し、町政運営の基礎資料とするため。
調 査 対 象 等	18 歳以上の町民 2,000 人の無作為抽出
調　査　方　法	郵送による配布・回収、Web 調査
調　査　期　間	令和５年２月 10 日（金）～令和５年２月 24 日（金）
有 効 回 収 数 （有効回収率）	1,298 人（64.9%） 郵送：1,020 人（78.6%）、Web 調査：278 人（21.4%）

既存調査として、「第23回幸田町住民意識調査」の回答では、総合計画の施策である41項目の施策のうち、特に力を入れてほしいものを尋ねたところ、「子育て支援」（149人、17.0%）「高齢者福祉の充実」（115人、13.1%）、「防災体制の強化」（102人、11.6%）、「交通安全・防犯対策の強化」（98人、11.1%）、「子どもの居場所の充実」（95人、10.8%）等の地域福祉に関連する施策が上位に入っており、住民全般での意識の高さがうかがえます。

各施策の優先度（複数回答）

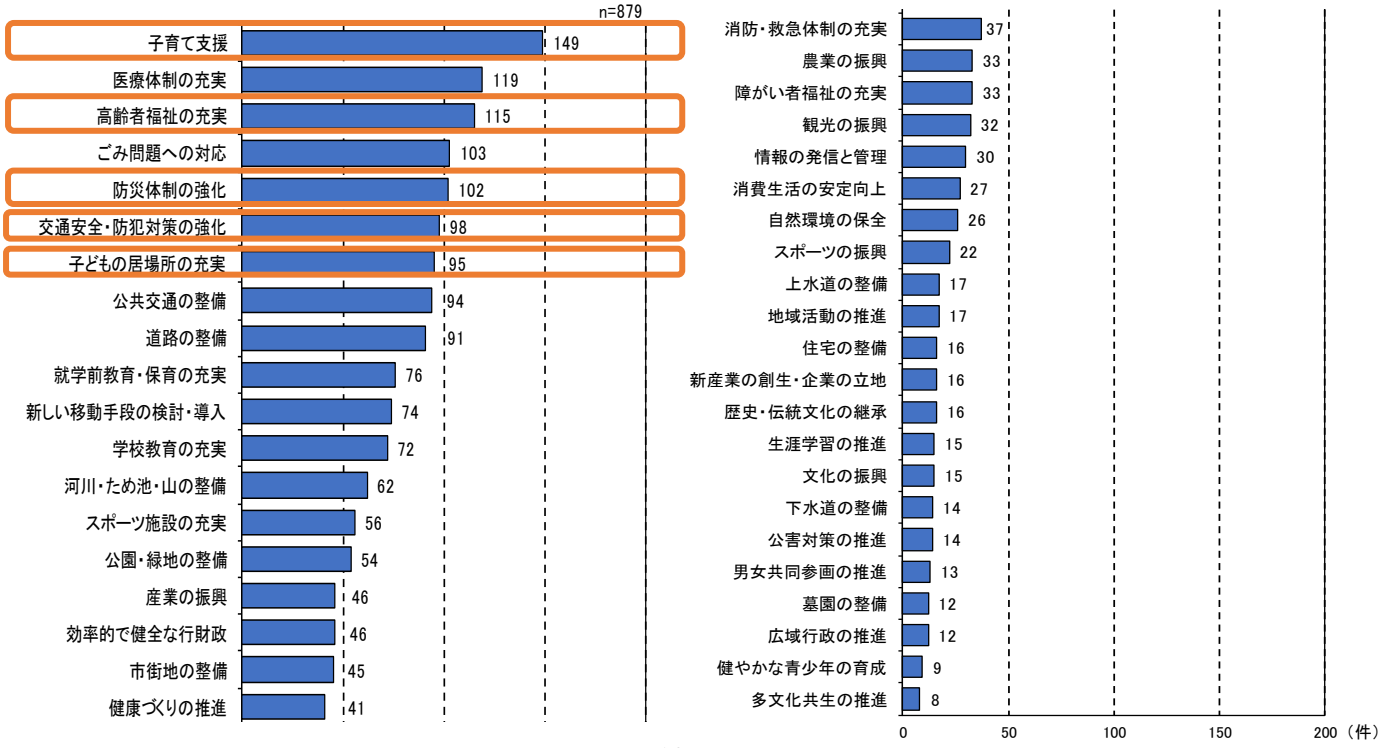

第２章　幸田町の現状

３　団体ヒアリング結果

● 地域において活動を行っている団体にアンケートによるヒアリングを実施し、地域福祉活動を行う上での課題や、地域のネットワークの必要性、幸田町や幸田町社会福祉協議会が力を入れるべきこと等を整理しました。

調　査　目　的	地域福祉の担い手である各団体にヒアリングを行うことで、実情の把握と、地域福祉を進める上での課題等を整理するため。
調査対象団体	14 団体 ・幸田町介護サービス事業者連絡協議会 ・幸田町北部地域包括支援センター ・幸田町中部地域包括支援センター ・幸田町南部地域包括支援センター ・幸田町民生委員・児童委員協議会 ・生活支援センターこうた ・相談支援事業所ひなた ・幸田町社協相談支援事業所 ・北部協議体 ・中部協議体 ・南部協議体 ・幸田町老人クラブ連合会 ・幸田町障がい者基幹相談支援センター ・幸田町ボランティア連絡協議会
調　査　方　法	各団体によるヒアリングシートの回答

（１）団体の活動や運営にあたっての課題

・人材の確保が難しい
・メンバーの高齢化（若い人が少ない）
・活動がマンネリ（活動メニュー開発に苦慮）
・活動資金の確保が難しい
・活動のPRや情報発信、町民への周知が難しい
・利用者（参加者）が増えない
・リーダー（後継者）が育たない
・活動場所（拠点）の確保が難しい
・他の団体と交流する機会が乏しい

（２）団体活動をより一層活発にするために必要なこと

・住民の協力者を増やす
・お散歩会等、地域包括支援センターの職員だけで行うことは難しく、ボランティアや協力していただける方がいると、活動場所を広げることができる
・一個人、一団体の活動だけでは効果は小さい。他団体と共有する事柄は互いに情報提供し合い、連携が取れる仕組み作りが必要　等

（３）団体同士の連携による、地域のネットワーク形成

回答したすべての団体が地域のネットワーク形成について「活発にすべき」と回答しています。

（４）地域福祉の課題と地域福祉を進める上で必要だと思う今後の取組

課題

・幸田町における防災と福祉の連携
・高齢者の自主グループ等の活動場所の確保
・高齢者の閉じこもり（特に男性高齢者）
・ひきこもりへの対応
・独居高齢者の孤独・孤立防止（見守り活動）
・高齢者の自主グループ等の活動支援
・多問題家族への支援
・移動手段がなく、外出できない人がいる
・障がい者の自立した生活の支援
・精神病院に入院している障がい者の地域移行
・ひとり暮らし高齢者の見守り
・高齢者の居場所が少ない
・居場所づくり
・ボランティアの参加人数の減少（若い世代の参加がない）　等

今後の取組

・幸田町との情報交換会の開催
・災害時、ケアマネ介護サービス事業所と幸田町等、多職種連携を実現するためには何が必要か検討していく
・幸田町社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと情報共有をする
・地域の情報収集と協力者を増やす
・地域生活支援部会において、長期入院者を退院に繋げた事例から意欲喚起や支援で工夫したこと等を学び、一人でも多くの退院に繋げるとともに、介護分野とも連携し働きかける
・相談支援事業の継続
・坂崎コミュニティライドとの連携
・タクシー利用助成事業の紹介、えこたんバス等の情報提供
・関係機関との連携　等

（５）地域福祉を充実させるために幸田町・幸田町社会福祉協議会が力を入れるべきこと

幸 田 町

・高齢者が気軽に集まれる場所（会場）を増やす
・住民の悩みに対して回答を短時間に返してあげる仕組みを作る。例えば、AI を利用して回答を作り、操作や住民への説明は担当者が行う
・場所は役場だけでなく複数の場所へ出張する
・町内の現状に応じた相談支援体制の整備
・精神障がいの有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・普及啓発が包括的に確保された『にも包括（精神障がい者にも対応した包括支援ケアシステム）』の構築
・重層的支援体制の整備
・情報発信の工夫
・活動者、リーダーの育成
・子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの困難なケースへの対応
・町民にも分かりやすい相談体制の推進
・障がい福祉分野の地域生活支援拠点の整備
・拠点会議の開催や担当者間の連携の強化、機能の検証・改善等への取組　等

幸田町社会福祉協議会

・高齢者が要支援・要介護の認定を受け、介護保険のサービスの利用を開始しても、利用者と利用者の住んでいる地域とのつながりが継続できるような地域づくりができるようにする
・もともとの交友関係、通いの場、生活上の支援を近隣住民ができるような地域づくり
・住民と顔の見える関係性を作っていく
・地域住民と一体となって生活支援コーディネーターの活動を進める
・地域の身近な場所に参加できる場の提供と、そこにつないでいく仲介者としての機能
・情報が集まる仕組みを作り、それを活用する仕組みづくり
・地域資源の発掘と情報の共有
・核家族・母子及び父子家庭等の子育て世代が活用しやすい、ボランティアを中心とした資源づくり
・情報発信の工夫
・幸田町社会福祉協議会の活動内容が分からないため、もっと PR をする
・地域で、自分たちで元気に活動していける人材づくりや引き継いで活動を行ってくれる方の人材確保・養成
・地域の皆さんのニーズの把握
・ボランティア団体が地域福祉を推進している一員であることを伝える
・打合せの場所の確保
・高齢化に伴う会員募集の周知　等

第２章　幸田町の現状

４　現計画評価

● 第２期計画の事業について、基本目標ごとに施策・事業の評価を行いました。

評価（５段階）
A：計画どおり進行中
B：概ね計画どおりだが、一部未実施
C：未着手
D：新型コロナ感染症の影響で未着手
E：廃止または完了

基本目標１　地域での支え合いの体制づくり

基本目標・基本施策・取組	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
基本目標1　地域での支え合いの体制づくり	53	40	3	4	0	6
基本施策1-1　“お互い様”の意識づくり	23	19	2	2	0	0
1-1-1　福祉等に関する知識・情報の普及と啓発	10	10	0	0	0	0
1-1-2　地域福祉についての理解促進	1	0	1	0	0	0
1-1-3　福祉教育の推進や推進の場づくり	6	5	0	1	0	0
1-1-4　人権意識の醸成	2	2	0	0	0	0
1-1-5　男女共同参画の推進	4	2	1	1	0	0
基本施策1-2　地域活動の推進	21	15	1	1	0	4
1-2-1　地域活動の多様な担い手づくり	1	0	0	0	0	1
1-2-2　世代間・多様な主体の交流の推進	5	3	0	0	0	2
1-2-3　多様な人が集える場づくり	2	1	0	0	0	1
1-2-4　自主活動グループの活動促進	1	1	0	0	0	0
1-2-5　ボランティア活動の促進	3	2	1	0	0	0
1-2-6　ボランティアセンターの機能充実	1	1	0	0	0	0
1-2-7　小地域での福祉活動の推進体制の強化	8	7	0	1	0	0
基本施策1-3　担い手の支援体制づくり	9	6	0	1	0	2
1-3-1　研修等による知識の習得と対応力の強化	6	4	0	0	0	2
1-3-2　団体内・関係団体等で相談・連携・協働できる体制整備	3	2	0	1	0	0

＜評価＞

- 基本目標１の「地域での支え合いの体制づくり」では、53 事業のうち、「Ａ:計画どおり進行中」が 40 事業、「Ｂ:概ね計画どおりだが、一部未実施」が３事業、「Ｃ:未着手」が４事業、「Ｄ:新型コロナ感染症の影響で未着手」が０事業、「Ｅ:廃止または完了」が６事業でした。「Ｂ:概ね計画どおりだが、一部未実施」も含め、53 事業のうち 43 事業を実施しています。

- 「Ａ:計画どおり進行中」の主な事業として、「認知症サポーター養成講座」では、定期的な実施により着実にサポーターを増やしており、その後の活動として、サポーターがチームを組んで行う取組を目指しています。また、幸田町社会福祉協議会の実施する「ふれあい・いきいきサロン」では現在 22 団体で月１回以上実施しており、主に高齢者の交流の場であり、同時に介護予防の取組になっています。既存の方に加え、新しい参加者を増やすことが課題ですが、地域の居場所としてますます発展が期待されます。

- 「Ｃ:未着手」の事業としては、『「(仮称）こどもふくし会議」の実施検討』があり、幸田町内各校で行われている福祉実践教室等において福祉について考える機会を設けていますが、会議という形式の実施には至っていないため、未着手という評価となっています。また、『「(仮称）ふくし委員会」の立ち上げと体制づくり』についても未着手の評価ですが、地域で福祉について考える取組として、生活支援体制整備事業における協議体の活動を始めており、実質的に地域の支え合いについて協議する場として仕組みづくりが進められています。

基本目標２　支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進

基本目標・基本施策・取組	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
基本目標2　支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進	42	36	0	3	0	3
基本施策2-1　支援を必要とする人への対応の充実	31	26	0	3	0	2
2-1-1　支援を必要とする人の把握	13	9	0	2	0	2
2-1-2　個人情報の共有に関するルールづくり	3	3	0	0	0	0
2-1-3　早期発見・早期支援の体制づくり	2	1	0	1	0	0
2-1-4　虐待対応の仕組みづくりなどの対策推進	3	3	0	0	0	0
2-1-5　社会的孤立者への対策の推進	1	1	0	0	0	0
2-1-6　子育て世代への支援の充実	9	9	0	0	0	0
基本施策2-2　福祉サービス利用者への権利擁護の推進	11	10	0	0	0	1
2-2-1　権利擁護の推進	7	7	0	0	0	0
2-2-2　相談体制の強化	4	3	0	0	0	1

＜評価＞

- 基本目標２の「支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進」では、42 事業のうち、「Ａ:計画どおり進行中」が 36 事業、「Ｂ:概ね計画どおりだが、一部未実施」が０事業、「Ｃ:未着手」が３事業、「Ｄ:新型コロナ感染症の影響で未着手」が０事業、「Ｅ:廃止または完了」が３事業でした。42 事業のうち 36 事業を実施しています。
- 「Ａ:計画どおり進行中」の主な事業として、「民生委員・児童委員による福祉相談事業」では、民生委員・児童委員による地域の相談・支援、見守り、交通パトロールの啓発等、地域の身近な相談者として活動していただいています。また、学校教育においていじめ・不登校は大きな課題であり、地域で話し合う仕組みとしていじめ・不登校対策協議会・専門部会が発足し、活動しています。また、幸田町教育相談室「ピッコロ」等不登校児への対応の充実を図っています。
- 「Ｃ:未着手」の事業としては、「ろうあ者福祉相談員設置事業」「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」等障がい者のコミュニケーション支援に関するものでした。幸田町では、令和４年４月に手話の意義を正しく認識・理解をし、手話に関する施策を総合的に推進するため「幸田町手話言語条例」を制定しました。こうした動きは、ろう者の生活環境づくりの第一歩と言えます。今後は未着手の事業を踏まえて、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションの支援の充実が課題となります。

基本目標３　福祉環境と福祉サービスの充実

基本目標・基本施策・取組	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
基本目標3　福祉環境と福祉サービスの充実	25	23	0	2	0	0
基本施策3-1　関連分野等の連携による地域福祉の推進	19	17	0	2	0	0
3-1-1　社会福祉法人を中心とした地域福祉の推進	8	8	0	0	0	0
3-1-2　関係機関とのネットワーク・支援体制の強化	7	6	0	1	0	0
3-1-3　包括的な支援体制の充実	4	3	0	1	0	0
基本施策3-2　災害に対する備えの強化	6	6	0	0	0	0
3-2-1　地域における防災・防犯意識の啓発	1	1	0	0	0	0
3-2-2　地域における地域防災・防犯体制の充実	2	2	0	0	0	0
3-2-3　避難行動要支援者の支援体制の整備	3	3	0	0	0	0

＜評価＞

- 基本目標３の「福祉環境と福祉サービスの充実」では、25 事業のうち、「Ａ:計画どおり進行中」が 23 事業、「Ｂ:概ね計画どおりだが、一部未実施」が０事業、「Ｃ:未着手」が２事業、「Ｄ:新型コロナ感染症の影響で未着手」が０事業、「Ｅ:廃止または完了」が０事業でした。25 事業のうち 23 事業を実施しています。
- 「Ａ:計画どおり進行中」の主な事業として、子どもへの虐待に対する体制づくりがあります。幸田町では、要保護児童の早期発見や適切な支援のため、年１回代表者会議、毎月１回実務者会議、随時ケース検討会議を開催し、関係機関と情報共有を進めています。令和８年度には、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に継続的・包括的支援を行う相談機関である「こども家庭センター」を設置する予定となっており、関係機関の連携強化を図ります。また、災害時避難行動要支援者登録制度の推進においては、市場区において、災害時避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成し、避難訓練を実施しています。寝たきりの高齢者や重度の障がい者等の災害時の支援が円滑に進むよう取り組まれています。
- 「Ｃ:未着手」の事業としては、「多機関協働の中核的機能を持った相談支援体制の構築」という重層的な支援体制の整備に関するものでした。幸田町では、本計画に重層的支援体制整備事業計画を含めて作成し、相談支援体制の充実を含む施策を定めて、今後、幸田町と幸田町社会福祉協議会等の関係団体が連携して取り組んでいきます。

５　各調査からみる幸田町の課題と視点

- 幸田町の地域福祉の現状を踏まえ、第２期の取組を継承しながら、各調査から得られた地域福祉の主な課題を踏まえて、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、推進していきます。

（１）地域福祉の理解促進

- 団体ヒアリングでは、「ボランティアの参加人数の減少」「地域の支え合い、地域づくり」が課題となっており、地域福祉に関する**意識づくり**が必要とされます。また、「地域福祉の理解のための多世代への福祉教育」も課題となっており、既存の施策・事業に加え、様々な機会を活用して実施していく必要があります。

（２）情報発信の工夫

- 団体ヒアリングでは、「情報発信の工夫」が課題として挙げられており、幸田町社会福祉協議会については「活動内容が分からないため PR してほしい」という意見もあり、情報発信についての改善が必要とされます。
- 住民の地域福祉に関する**意識づくり**を進めるために、地域福祉に関心を持ってもらうための情報発信や PR 活動が十分に行われているか、若い世代にも届くような SNS（Instagram、LINE 等）を活用できているかを検証し、ひとりでも多くの住民に届くような工夫を行う必要があります。
- 第２期計画の評価で未着手となっている障がいの特性に応じた情報提供に関する事業についても、課題解消に向けて取り組んでいく必要があります。

→ 視点１：意識づくり

（３）地域の支え合い

- 統計の推移を見ると、幸田町では、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加が進んでいます。また、団体ヒアリングの結果では、「独居高齢者の孤独・孤立防止に向けた見守り活動」が課題として挙げられていました。
- 第２期計画の評価では、「ふくし委員会の開催」が未着手となっていましたが、ふくし委員会を立ち上げるための関係機関の努力はあったものの、結果として形になっていない現状がある一方、生活支援体制整備事業における協議体の活動は実質的に地域の支え合いについて協議する場として進められてきました。こうした現状を踏まえて幸田町、幸田町社会福祉協議会、関係団体等が連携して、より多くの住民が参加しやすい**仕組みづくり**を進めていく必要があります。

（４）人材育成

- 団体ヒアリングの結果では、人材に関しては「団体を運営する側の高齢化」「人材の確保の難しさ」がまず課題として挙がってくる状況に変わりはなく、また、「参加者が増えない」という意見がありました。
- 統計では、幸田町ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数・登録人数は、令和５年度には 41 団体、会員数は 387 人となっており、団体数は前年度と比較して４団体増加している一方、登録人数は減少傾向となっています。
- こうした現状を踏まえて幸田町、幸田町社会福祉協議会、関係団体等が連携して、人材を育成し、既存の方に加え、新しい参加者を増やす**仕組みづくり**に取り組んでいく必要があります。

（５）居場所づくり

- 団体ヒアリングの結果では、「居場所づくり」「高齢者が気軽に集まれる場所を増やす」等、地域の支え合いに向けて、交流する場づくりに関する意見がありました。また、令和５年に実施した住民意識調査の結果でも、「子どもの居場所の充実」が上位に入っていました。こうした意見を踏まえ、地域で暮らす人が気軽に集い、自然に交流を図ることができる居場所を通じた支え合いの**仕組みづくり**をさらに進めていく必要があります。

視点２：仕組みづくり

（６）重層的な支援体制の整備

- 団体ヒアリングの結果では、「ひきこもりへの対応」「独居高齢者の孤独・孤立防止」「多問題家族への支援」「障がい者への自立した生活の支援」「精神障がい者の病院から地域への移行」「防災と福祉の連携」「関係機関との連携」等といった課題が挙げられていました。また、すべての団体が団体同士の連携による地域のネットワーク形成について、「活発にすべき」と回答しています。
- 第２期計画の評価では、「多機関協働の中核的機能を持った相談支援体制の構築」について未着手という評価となっています。幸田町の取組として、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等分野別に、相談からはじまり各種支援を行ってきましたが、「複雑化・複合化するケースに対する体制づくり」が課題となっています。
- こうした課題を踏まえ、庁内関係課の横の連携、幸田町社会福祉協議会や関係団体との連携、多職種の連携等を行い、重層的な**支援体制づくり**に向けて取り組んでいく必要があります。

（７）障がいがある人へのコミュニケーション支援の推進

- 第２期計画の評価では、「ろうあ者福祉相談員設置事業」「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」等、障がい者のコミュニケーション支援に関するものが未着手となっており課題となっています。今後は未着手の事業を含めたコミュニケーション支援の充実や「幸田町手話言語条例」に基づく、町民への理解の促進や手話に関する施策を取り組んでいく必要があります。
- こうした課題を踏まえ、障がい者の**支援体制づくり**に向けて取り組んでいく必要があります。

視点３：支援体制づくり

（８）福祉サービスや防災対策等の充実

- 令和５年に実施した住民意識調査の結果では、「子育て支援」「高齢者福祉の充実」「防災体制の強化」等、福祉サービスと防災の取組が上位に入っており、住民が優先的に取り組んでほしいという施策が地域福祉に関連していることが分かりました。また、団体ヒアリングにおいても、「防災と福祉の連携」が課題として挙がりました。
- こうした意見を踏まえて、福祉サービスの充実を図るとともに、防災も強化された安心して生活できる**環境づくり**に向けて取り組んでいく必要があります。

視点４：環境づくり

第３章　計画の基本理念

１　基本理念

＜基本理念＞

支え合い ともに生きる まちづくり

～人と人、誰もがつながり“幸田町（しあわせ）”の輪をつくろう！～

- 第６次幸田町総合計画では、将来像を「みんなでつくる　元気な幸田」としています。これは、それぞれの地域に応じた支え合いが地域の元気になり、まちの元気をつくるという考え方です。こうした総合計画の理念を推進するためにも、地域福祉を通じた支え合いのまちづくりを推進することが求められています。
- 幸田町では、第１期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画から「自助、互助、共助、公助がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携、協働することが必要である」という考え方を基に基本理念の「支え合い　ともに生きる　まちづくり」を掲げてきました。
- この基本理念は、幸田町が目指す地域福祉の将来像であるため、本計画においても継承し、この基本理念に基づいて各種施策を展開していきます。
- また、地域のつながりを重視し「人と人、誰もがつながり“幸田町（しあわせ）”の輪をつくろう！」を副題として定め、町民が支え合い、安心して生活できるまちを目指していきます。

第３章　計画の基本理念

２　施策体系

基本理念　支え合い　ともに生きる　まちづくり～人と人、誰もがつながり　〝幸田町（しあわせ）〟の輪をつくろう！～

基本目標１
地域福祉を進める意識づくり

＜基本施策＞
（１）地域福祉への理解・啓発活動を推進します
（２）福祉教育の充実を図ります
（３）誰にでも分かりやすい情報発信を進めます

基本目標２
地域福祉を進める仕組みづくり

＜基本施策＞
（１）地域福祉推進体制の整備充実を図ります
（２）地域福祉活動・ボランティア活動を推進します
（３）居場所づくりと交流を推進します

基本目標３
地域共生に向けた支援体制づくり

＜基本施策＞
（１）相談支援体制づくりを進めます
（２）多職種連携を推進します
（３）支援を必要とする人を支援します

基本目標４
地域で安心して生活できる環境づくり

＜基本施策＞
（１）防災・防犯活動等の充実を図ります
（２）福祉環境の充実を図ります

第３章　計画の基本理念

３　基本目標

1　地域福祉を進める意識づくり

- 地域福祉の推進には、地域住民一人一人の意識の向上が必要です。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、地域福祉に対する理解を深めるため、支え合いの意識啓発を行います。
- 幼い頃から多様な社会への理解と、お互いに支え合っていくことが当たり前と考えられるよう、福祉教育について、多世代に推進していきます。
- 地域福祉により関心を持ってもらうため、対象者のニーズに合わせた情報提供を充実させることが必要です。様々な媒体を活用し、サービスの必要な人に対して広く情報の取得促進を図ります。

2　地域福祉を進める仕組みづくり

- 独居高齢者への見守り等地域での支え合いが課題となっているため、地域の方々が中心となり、主体的に進められるような仕組みが必要となります。幸田町では、地域課題等を協議し、解決に向けて取り組んでいけるような体制の整備を推進します。また、各圏域での取組を支援するコーディネート体制の強化を進めていきます。
- 地域福祉活動・ボランティア活動については、人材確保を進めるため幸田町と幸田町社会福祉協議会との連携により、地域におけるボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。また、既存の参加者に加え新しい参加者を増やせるよう、ボランティア活動の活性化に向けた取組をさらに推進します。
- 多様な人が集える場づくりを行い、地域における居場所、地域課題の共有の場として活用し、交流の中で進む地域内の相互理解につなげていきます。また、そこから地域活動の将来の担い手が生まれていくよう働きかけていきます。

3　地域共生に向けた支援体制づくり

- 近年、福祉ニーズは複雑化・複合化しており、包括的な支援の実施が必要となります。そのため、庁内関係課の横の連携、幸田町社会福祉協議会や関係団体との連携、多職種の連携等を行い重層的な支援体制整備を進めて、つながり・支え合いのある地域共生社会を目指します。そして、支援を必要とする人への対応等、適切な支援につながるよう体制を強化します。

4　地域で安心して生活できる環境づくり

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていきたいと考えています。そのため、家庭や地域での防犯・防災の対策、高齢者・障がい者・子ども等に対する必要な支援やサービス等、地域が一体となってすべての住民が安心を感じられるまちの実現を目指します。

第４章　施策の展開

１　地域福祉を進める意識づくり

現状と課題

- 住民が地域で安心して暮らせる社会を目指す上で、互いに思いやり、支えあい、助けあう意識が重要となります。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民一人一人が地域福祉の理解を深めていく必要があります。
- 幸田町では、広報やホームページ、幸田町社会福祉協議会等関係機関の広報等を活用して、地域福祉について理解や認識を深めるような様々な情報提供を進めてきました。
- 団体ヒアリングでは、「情報発信の工夫」が課題として挙げられており、幸田町社会福祉協議会については「活動内容が分からないため PR してほしい」という意見もあり、情報発信についての改善が必要とされます。こうした課題を踏まえ、広報やホームページ、SNS 等を活用し、対象者のニーズに合わせた情報を発信していく必要があります。
- 福祉教育については、幸田町社会福祉協議会が町内すべての小中高等学校を社会福祉協力校として委嘱していますが、より地域福祉への理解と関心を高めるために、今後も学校や地域との連携強化が課題となります。また、福祉教育の前提として人権意識、LGBTQ の理解等も重要であるため、学習機会や啓発活動の充実を図る必要があります。

基本施策

（１）地域福祉への理解・啓発活動を推進します

- すべての住民が地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあう「地域福祉」の考え方を、様々な機会・媒体により周知啓発を図ります。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	地域福祉に関する啓発	様々な機会・媒体を活用し、福祉に関する情報や地域での活動を発信するとともに、地域福祉の目指すまち、地域共生社会の考え方について普及や啓発、理解促進を図ります。	福祉課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉に関する啓発	地域住民の理解をより深められるよう、赤い羽根共同募金事業や認知症普及啓発事業等、様々な事業を通して、普及啓発の充実を図ります。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持とう。 ・地域で福祉に関して話し合う機会を持とう。 ・高齢者や障がい者等地域で助けを必要としている人がいることを知ろう。

（２）福祉教育の充実を図ります

- 幼少期から、地域福祉について理解と関心を深め、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるように、学校等での福祉教育を進めます。また、地域の中で様々な人が暮らしていることを理解し、誰もが支え合う地域づくりを進めていきます。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	福祉教育の充実	地域福祉に関する出前講座の実施や福祉学習の機会づくり等、関係機関・団体と連携し、福祉教育の支援を行います。	福祉課 学校教育課
②	多様性の理解促進	性差や障がいの有無、LGBTQ 等、様々な方が多様に生活していることへの理解促進を図るため、地域の中で福祉教育を行い、お互いを思いやる意識を育んでいきます。 また、地域で支え合う意識の啓発、地域活動の担い手づくりにつなげていきます。	福祉課 企画政策課
③	人権意識の醸成	子ども、女性、高齢者、障がい者や外国人等に対するあらゆる偏見や差別を解消し、すべての人の人権が尊重されるまちをめざし、人権教育、啓発を推進します。また、人権に関する相談窓口等を周知するとともに、相談しやすい体制づくりを進めます。 イベント等で啓発活動を行うとともに、人権擁護委員活動を広く周知します。 福祉教育の推進と併せて人権についての意識や認識を深めていきます。	住民課 他
④	認知症高齢者等との交流・理解促進	認知症に関わる取組として、認知症カフェ、若年者認知症カフェ等での認知症の方や地域住民等の交流を通して、認知症の理解啓発を進めます。	福祉課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉教育の充実	幸田町内すべての小中高等学校10校を福祉協力校として委嘱し、障がい者や高齢者等への理解促進を図ります。また、福祉について考える機会となる福祉実践教室を実施します。 地域、学校との連携を図り、地域全体での福祉教育を進めます。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持とう。 ・地域でのボランティアに興味を持って、参加してみよう。 ・高齢者や障がい者の視点に立って、何に困るかを周りの人と話し合おう。

（3）誰にでも分かりやすい情報発信を進めます

- 支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する情報を分かりやすい手段、分かりやすい表現で提供します。幸田町社会福祉協議会はもちろん、民生委員・児童委員、介護支援専門員、福祉関連事業所や医療機関等とも連携し、適切に福祉に関する情報を提供します。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	分かりやすい福祉情報の提供の充実	健康や福祉に関する正しい知識、福祉制度、相談方法、各窓口情報等に加え、ヘルプマークの意味等の知識といった情報提供を充実させていきます。 また、障がい者又は高齢者とその家族に対して、その有する能力や適性、ライフステージに合わせた適切なサービス利用につなげるため、ガイドブックを作成・提供しています。より分かりやすい紙面になるよう改善を図ります。 さらには、SNS 等を活用できているかを検証し、より多くの住民が情報を得やすくなるよう、工夫していきます。	福祉課 こども課 健康課 住民課 企画政策課 他

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	情報発信力の強化	福祉情報を必要とする人にとって、必要なときに役立ち、分かりやすい紙面となるように「ともに生きる」やホームページの内容及び掲載方法を見直します。また、幸田町社会福祉協議会の取組を分かりやすく発信できるよう、SNS の活用を検討します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・広報やホームページ、サービスガイドブックを活用して情報収集をしよう。 ・分からないことは役場や幸田町社会福祉協議会等で相談してみよう。

目標値

指標	現状値	目標値
	令和５年度	令和 11 年度
介護・健康出前講座	195 人・13 回	250 人・20 回
認知症サポーター養成講座	213 人・14 回	250 人・15 回
認知症サポーターフォローアップ養成講座	89 人	100 人
学校における福祉教育の回数	26 回 【実施校８校】	34 回 【実施校 10 校】
人権啓発活動の開催	18 回	20 回

第４章　施策の展開

２　地域福祉を進める仕組みづくり

現状と課題

- 地域課題が多様化するなかで、地域内における身近な見守りや助け合いを推進するためには、住民同士の顔が見える関係づくりが重要となります。
- 幸田町においては、第２期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画で成果指標としていた「ふくし委員会」の立ち上げを目指してきましたが、新たな組織の立ち上げは難しく、方針の再検討を進めてきました。その中で令和４年度より、生活支援体制整備事業として設置した「協議体」の活動において、地域の方々が中心となり、主体的に取組を行う仕組みづくりが進められています。また、各圏域での取組の活性化を目指す中で、それらの取組を支援するコーディネート機能の強化が重要と考えられます。
- 地域福祉を推進するためには、それぞれが地域課題を我が事として促え、地域でその解決に取り組むことが必要です。また、これからは「受け手」「支え手」の関係を超えて、支援を受ける高齢者でも、あるときは地域福祉の担い手になるといった、互いに支え合い、助け合える地域づくりが課題となります。幸田町においては、幸田町ボランティアセンターに登録されている団体は増加しているものの、登録人数については減少傾向がみられます。こうした状況を踏まえて、若い世代や定年退職後のシニア等、新たな地域活動者の参加を促す仕組みづくりも課題と考えられます。
- 地域におけるつながりが希薄化する中で、生きがいづくりや交流活動は、高齢者や障がい者に限らず、すべての人にとって重要なものとなります。幸田町においては、交流する場を起点として、地域の支え合いの体制づくりを目指してきており、多くの人が参加・交流できるような地域の居場所づくりは、継続的に支援する必要があります。

基本施策

（１）地域福祉推進体制の整備充実を図ります

- 地域福祉の必要性の周知、協議体等の情報発信により、地域活動参加への関心を高め自主的な参加・協力を促します。
- 協議体の運営支援を行い、生活支援等サービスの提供体制の整備への取組を推進します。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	地域活動に関する情報発信の支援	地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すために、情報誌やホームページ等を通じて協議体をはじめとする地域活動の状況等を掲載し、各協議体の活動の周知・啓発を支援します。	福祉課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	「協議体」の活動の運営支援	幸田町内３圏域で開催されている地域住民を中心とした多様な主体が集まる「協議体」において、地域の中で新たな取組が生まれるよう運営を支援します。
②	地域におけるコーディネート機能の強化	地域における多様な主体による取組が広がるように、生活支援コーディネーターによる資源開発やネットワーク構築等のコーディネート機能を強化します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・協議体から発信される地域福祉に関する情報から、様々な活動に参加してみよう。 ・地域づくりについて我が事として捉え、地域の集まりや研修会に参加してみよう。

（２）地域福祉活動・ボランティア活動を推進します

- 新たな地域の担い手の発掘と育成を図り、誰もが地域の課題を我が事として捉え、参加する地域づくりを進めます。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	地域での福祉活動の促進	幸田町高齢者等見守りネットワーク事業に関する協定について、締結事業者と連携しながら見守り活動を推進し、新規事業者との締結も実施していきます。	福祉課
②	ボランティア活動の促進	ニーズに応じて効率的にボランティアを派遣するため、幸田町社会福祉協議会内にある幸田町ボランティアセンターのボランティアコーディネート機能の強化を図ります。また、幸田町ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動のための人材確保、活動促進を支援します。	福祉課 健康課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ボランティアセンター事業の推進	住民に対してボランティア活動の相談や活動の支援を行います。また、ボランティア団体同士の交流促進や、ボランティア活動を必要とする団体や事業所等とのマッチング等、コーディネート機能の強化を図ります。
②	ボランティアの育成支援	地域で活躍するボランティアの育成に向け、地域住民に向けてボランティア養成講座を開催しています。地域課題やニーズに応えられるよう取り組んでいきます。
③	地域での福祉活動の促進	町内の小地域での福祉活動を支援し、体制の強化を図ります。また、新たな担い手の養成・発掘とともに、グループ立ち上げを目指す地域住民を支援します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・地域福祉活動に関心を持ち、参加できそうな活動に参加してみよう。 ・幸田町社会福協議会等のボランティア講座に参加してみよう。

（3）居場所づくりと交流を推進します

- 多くの住民が、気軽に参加しふれあえる場をつくるとともに、生きがいを感じられる地域活動を支援していきます。また、そこから地域活動の将来の担い手が生まれていくよう働きかけていきます。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	居場所づくりの推進	多世代が交流を図ることができるよう幸田町では、多世代交流施設（豊坂ほっと館）、子ども食堂等居場所づくりを進めています。また、こころの病気を抱えた人同士が会話や余暇活動を通じて思い思いの時間を過ごし、こころの負担を軽くする場を提供している「憩いの場」の充実を図ります。 今後も自宅、学校、職場とは別に存在する居心地のいい居場所を意味する「第３の場所」づくりの可能性についても、地域に寄り添いながら検討を進めていきます。	こども課 福祉課
②	通いの場への支援	身近な小地域やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、地域の力を生かせるような高齢者の通いの場を支援します。	福祉課
③	家族介護交流会	認知症の高齢者を介護する家族が集まり、楽しく過ごせる場、交流する場を提供しています。今後は周知を行い、より多くの介護者の参加を促進します。	福祉課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	居場所づくりの支援	高齢者や子ども等を対象とした住民主体の居場所づくりを推進します。多くの居場所が作られることで、参加の選択肢が広がるような環境づくりを進めます。
②	当事者の支援	福祉団体の運営支援やピアカウンセリングを実施することで、高齢者や障がい者等、当事者の交流を推進します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・地域の老人クラブやふれあい・いきいきサロン等に参加してみよう。 ・自宅や仕事、学校以外の自分なりの居場所を見つけ、様々な人と交流しよう。

目標値

指標	現状値	目標値
	令和５年度	令和 11 年度
協議体の参加者数	303 人	400 人
高齢者等見守りネットワーク協力事業者数	19 団体	25 団体
ボランティアの団体数・登録者数	41 団体・387 人	43 団体・430 人
子ども食堂	３か所	５か所
げんきかい	782 人・60 回	900 人・60 回
お達者体操	68 人・９会場	150 人・15 会場
通いの場マップの掲載団体数	※1―	100 団体
週１回以上外出している人の割合（75 歳以上）	※2 87.2%	増加
家族介護交流会	106 人・35 回	120 人・12 回

※１　令和５年度はマップ未作成
※２　資料：後期高齢者医療健康診査実績値

３　地域共生に向けた支援体制づくり

現状と課題

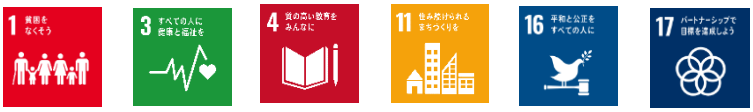

- 近年、孤立・孤独、虐待、ひきこもり等、地域の福祉課題が多様化しています。また、8050 問題や介護と育児のダブルケア等、一つの世帯の中に複数の課題を抱える複雑化・複合化した課題が顕在化しており、その対応として包括的な支援が必要とされています。
- こうした課題を踏まえ、庁内の関係課の横の連携、幸田町社会福祉協議会や関係団体との連携等、重層的な支援体制整備を進めていく必要があります。また、複合的なニーズを抱えた世帯支援についても多分野多職種の横断的な支援体制の構築を進める必要があります。
- 日々の生活を送る中で、働きたくても働けない、住むところがない等様々な困難の中で生活に困っている人に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行っています。こうした生活困窮の課題は、大人の問題にとどまらず、子どもの貧困にも大きく関係しており、様々な取組を通じて、貧困の連鎖の防止と生活の安定を促すことが重要となります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、認知症の人や知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人が、適切な福祉サービスを利用できることや様々な支援を受けられることが求められます。近年、こうした支援の必要な人が増加していることから、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」や、財産管理や契約行為等を本人に代わって行うことにより支援する「成年後見制度」等について、さらなる周知を行うとともに制度の利用を促進する仕組みづくりが必要となってきています。

基本施策

（１）相談支援体制づくりを進めます

● 安心して暮らせる地域づくりを進めるために、相談者の属性や年齢に関わらず誰でも相談できる体制をつくります。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	相談支援体制の構築	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。老老介護やひきこもり、生活困窮等、複合的な課題を持つ住民に対し適切な支援を行うため、福祉分野と庁内部局の横断的な連携体制を整備します。	福祉課 他
②	高齢者の総合相談事業の充実	地域包括支援センターに委託し、高齢者に関わる様々な相談、必要な介護や福祉に関するサービス、制度の紹介等を行っています。地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、必要な援助や様々な支援を行う「地域介護の中核拠点」として町内に３箇所設置されています。	福祉課
③	民生委員・児童委員の周知啓発、福祉相談事業の実施	地域の身近な相談相手であり、支援を必要とする住民と幸田町をつなぐ役割である民生委員・児童委員について周知を行います。 民生委員・児童委員による地域の相談・支援、見守り、交通パトロール等の啓発活動事業を実施しています。今後も、相談体制の充実を図ります。	福祉課
④	障がい者の相談支援	障がい者の日常生活や福祉サービス利用等の相談に応じている基幹相談支援センターや相談支援事業所の相互で情報共有し、研修機会の充実を図り、支援の体制を強化します。	福祉課
⑤	心身・健康に関する相談体制の充実	関係課等との連携を強化して相談機能の充実を図ります。また、療育が必要な親子について、児童発達支援事業の利用や、保健・医療関係者との連携による相談体制の充実を図ります。	こども課 健康課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	相談窓口機能の強化	地域住民の多様な相談内容に応じることができる体制を整えます。 新たに、必要に応じた訪問支援に取組みます。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えよう。 ・民生委員・児童委員と連携して、高齢者等の見守り・訪問活動に参加しよう。 ・様々なお困りごとは役場や幸田町社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談しよう。

（2）多職種連携を推進します

- 相談内容に応じて適切な支援が提供できるよう、多機関・多職種が連携して支援する体制をつくります。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	包括的支援体制の整備	複合的なニーズを抱えた世帯支援について多分野多職種の横断的な連携会議や新たな支援体制の整備を進めていきます。	福祉課 他
②	地域包括ケアシステムの深化	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」が地域で一体的に提供される体制を作るため、幸田町社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築の取組をさらに深化させ、推進していきます。	福祉課 他
③	関係機関とのネットワークの強化	庁内のネットワークづくりを一層推進するとともに、関係機関等との情報共有を密に行い、連携できる体制づくりを継続して進めていきます。	福祉課 他
④	医療と介護の連携の強化	介護と医療の両方が必要な人でも、自宅で生活を送ることを希望する場合には、住み慣れた家・地域で自分らしく過ごすことができるよう岡崎市、医療関係団体、介護関係者等の多職種の連携により切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めていきます。	福祉課 他

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	関係機関とのネットワークの強化	幅広い相談に対して、適切な機関につなげられるように日頃から関係機関との連携に努めます。既存のネットワークを活用し、分野を超えた幅広い相談支援のネットワークづくりを推進します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・それぞれの専門機関の役割を知ろう。 ・専門職による相談機会を活用しよう。

（3）支援を必要とする人を支援します

- 幸田町や幸田町社会福祉協議会をはじめ様々な専門機関、地域団体等が連携して、支援が必要な人に寄り添った包括的な支援の仕組みづくりを進めます。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	地域における支援ニーズの把握	民生委員・児童委員、幸田町社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携しながら、地域の福祉ニーズの把握と生活課題の発見に努め、適切な福祉サービスに結びつけることができる体制づくりを進めます。また、地域ケア会議を通して、高齢者の自立を阻害する要因の検証や地域で不足している資源等課題の抽出を行い、高齢者ケアの質の向上と地域課題の解決を目指します。	福祉課
②	認知症施策の推進	認知症の人を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し、本人及び家族介護者への支援に努めます。 認知症サポーター養成講座及びステップアップ研修の開催により、地域住民の認知症に対する正しい理解を深め、チームオレンジの立ち上げを目指します。	福祉課
③	生活困窮者の自立支援	西三河福祉相談センターをはじめとし、民生委員・児童委員や関係機関との連携・協力により、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために就労に向けた支援等を行います。また、居住支援についても、検討を進めていきます。	福祉課

	取組	内容	担当課
④	社会的孤立者への支援	ひきこもり等社会的孤立を生じている人をはじめ、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱え、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることを拒否する人に対して、民生委員・児童委員、幸田町社会福祉協議会等連携を図り、アウトリーチ等を通じた支援を行っていきます。	福祉課
⑤	あらゆる人に対する虐待を防止する施策の推進	高齢者、障がい者、子どもに対する虐待や、配偶者等からの暴力（ＤＶ）を防止するため、周知啓発を行います。また、虐待を防止することや適切な早期対応が可能となるよう、関係機関や地域等との連携強化を図ります。	福祉課 こども課 学校教育課
⑥	子育て世代への支援の充実	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」においてワンストップで相談や切れ目のない支援を行っています。 令和８年度中に、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持し、両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めていきます。 子育て支援に関して、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実を図るとともに、療育の必要な子どもには、こども発達センターとの連携を図り、支援していきます。	こども課 健康課
⑦	いじめ・不登校等への対応	平成27年１月にいじめ防止基本方針を作成し、いじめ防止への対策を取ってきました。また、近年、不登校も大きな問題となっており、幸田町教育相談室「ピッコロ」等不登校児への支援を行ってきました。 また、いじめ・不登校対策協議会・専門部会を立ち上げ、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処について協議を進めており、継続して実施していきます。	学校教育課

	取組	内容	担当課
⑧	自殺防止対策の推進	幸田町自殺対策計画を策定し、「ともに生き　いのちを支えあうまち　こうた」を基本理念として、自殺防止に関わる対策を実施してきました。 今後も全庁的な取組を進めるとともに、ゲートキーパー養成講座の周知を図り、参加を促進します。	福祉課
⑨	権利擁護の推進	認知症の人や障がい者等判断能力が不十分な人が地域で自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用援助や、財産や金銭の管理を支援するために、日常生活支援事業や成年後見制度等の利用を促すとともに、制度について周知啓発を行います。 「幸田町子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利の保障と尊重を一層図っていきます。	福祉課 こども課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	制度やサービスの狭間にいる人の支援	地域で顕在化している課題の他、福祉の制度やサービスの狭間にある課題をもつ人を、アウトリーチ等を通じて適切な支援につなげていきます。
②	権利擁護事業の実施	認知症や知的・精神障がいにより一人で決めることが不安な人の権利を守るため、地域・福祉・司法の関係者と連携しながら、福祉サービスの利用援助や、財産・金銭管理の支援を行います。
③	貸付事業の実施	他の資金の借入が困難な所得の低い世帯に対して、一時的な生活資金の貸し付けを実施するとともに、関係機関と連携し、安定した生活が送れるよう支援します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・身近な場所にある相談窓口を把握しよう。 ・生活に困っている人は一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口に相談してみよう。 ・身の回りで生活に困っている人がいたら、相談窓口につなげよう。 ・認知症の人、知的障がい者や精神障がい者等を隣近所で見守り、異変に気付いた場合は役場や幸田町社会福祉協議会、地域包括支援センター等に連絡しよう。

目標値

指標	現状値	目標値
	令和５年度	令和 11 年度
チームオレンジ	設置なし	１チーム
困ったときや心配ごとがあるときに相談する人の割合（16 歳以上）	※1 82.2%	90.7%以上
庁内のネットワーク会議等の部署間連携により課題が解決した件数（幸田町要保護児童対策地域協議会）	４件	５件
地域ケア会議	14 回	25 回
高齢者実態把握事業	148 件	210 件
居住地域でお互いに助け合っていると思う人の割合	※42.1%	45.0%以上
こども家庭センターの設置	設置なし	１箇所
ゲートキーパー養成講座受講者数	23 人	50 人

※資料：健康づくりに関するアンケート調査（令和５年度）

チームオレンジとは？

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

こども家庭センターとは？

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。

４　地域で安心して生活できる環境づくり

現状と課題

- 地域で安心して生活できる環境づくりとして、日頃の防犯活動や災害に対する備えが課題となります。防災については１つの取組として、「災害時避難行動要支援者登録制度」を行っており、市場区において災害時避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成し、実際に避難訓練を実施する等、地域の対応力の強化を図っています。防犯については、高齢者等を対象とした特殊詐欺や住宅等を対象とした侵入盗が発生しており、地域の防犯力を上げていく必要があります。
- 日々の生活を安心して暮らすには、高齢者や子ども、障がい者等に対する様々な保健・福祉サービスの充実が課題となります。幸田町では、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最期まで送れるように、地域が一体となり支援体制を構築する仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化に向けて、医療・予防・介護・住まい・生活支援等の総合的なサービス提供ができるように、サービス提供事業者や医療機関、行政機関等がさらなる連携を深める必要があります。
- 幸田町では、日頃の防災・防犯の活動や保健・福祉サービスの充実を通じて、いつまでもこの町で安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

基本施策

（１）防災・防犯活動等の充実を図ります

- 災害時避難行動要支援者の把握及び地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。
- 防犯や交通安全に関する情報提供を充実するとともに、防犯教室や交通安全教室等を通じて住民の意識及びモラルの高揚を図ります。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	防災・防犯等に対する啓発活動	防災・防犯等に対する現状や課題を周知するとともに、日頃から家庭や地域で備えることの必要性や対応策等について情報提供を行い、住民の継続的な意識啓発を図ります。 防災行政無線や「こうたタウンメール」により、防災・防犯・交通安全情報を提供します。	防災安全課
②	災害時避難行動要支援者登録制度の推進	風水害や地震等の災害が発生した時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人の災害時における避難時の支援体制を整えていくため、関係部局が連携して災害時避難行動要支援者登録制度を精査します。	防災安全課 福祉課

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	災害ボランティアセンターの体制整備	災害時に迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの運営マニュアルや備蓄品を計画的に整備します。また、町防災訓練において支援体制の確認を行います。 令和５年度までは災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成していましたが、今後は災害ボランティアコーディネーターの人材育成を図り、支援体制を整備します。
②	地域の安全を守る取組の支援	安心して暮らせる地域づくりに向けた、地域の安全に関する取組を支援します。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組
	・地域の自主的な防災・防犯等の活動に関心を持とう。 ・自助・互助の必要性を理解するとともに、防災訓練等の活動に参加しよう。

（2）福祉環境の充実を図ります

- 支援が必要な人に対して、適切なサービスが提供できるようサービス内容を充実させ、利用を促進していきます。

■幸田町の取組

	取組	内容	担当課
①	高齢者福祉の充実	日常生活において支援の必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らすことができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図ります。また、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けられるよう、介護予防について普及・啓発に努めます。	福祉課
②	障がい者福祉の充実	障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供を充実するとともに、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化等に対応できるよう、支援体制の整備に努めます。	福祉課
③	子育て支援の充実	安心して子どもを育てることができるよう、保護者の子育ての負担を軽減するとともに、就労と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できる体制の構築を図ります。	こども課 健康課
④	健康づくりの支援	すべての住民が健康に暮らしていくことができるよう、生活習慣病やがん等の発症予防や早期発見の促進に努めます。	健康課
⑤	住まいの確保の支援	関係機関と連携し、住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者等）への支援に努めます。	福祉課 都市計画課 他

■幸田町社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉サービスの充実	住民のニーズを把握し、必要とされる生活支援サービスの提供を図ります。 組織内の各部門や関係機関等と連携しながら、サービスを必要とする方のニーズに応えます。

■住民・地域ではこんなことからはじめてみよう！

	取組のポイント
	・サービスの利用や介護・福祉・保健・医療についての相談は役場や幸田町社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談してみよう。

目標値

指標	現状値	目標値
	令和５年度	令和 11 年度
災害ボランティアコーディネーター登録数	※1	25 人
一般介護予防教室	1,725 人	2,000 人
通いの場マップの掲載団体数（再掲）	※2	100 団体
特定健診受診率（40～74 歳）	40.0%	55.0%以上

※１　令和６年度より登録制を開始
※２　令和５年度はマップ未作成

第５章　幸田町地域福祉活動計画（幸田町社会福祉協議会）

１　基本的な考え方

（１）社会福祉協議会とは

- 「社会福祉協議会」は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、すべての都道府県・市町村に設置されている組織です。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。
- 地域福祉推進の中核として、行政や民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関、民間企業等との連携を密にしながら、ボランティアや地域活動等の支援を行い、高齢者、障がい者、子育て世帯等、各分野における相談支援や福祉サービスの提供等、営利を目的としない公益事業活動を行っています。

【社会福祉法】

第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する者とする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（2）地域福祉活動の推進にあたって

- 地域では子どもから高齢者まで、様々な立場の人が一緒に暮らしています。その中には、子育てや介護に悩んでいる人、買い物やごみ出し等のちょっとしたサポートが必要な人、生活が苦しくて困っている人等、様々な困りごとを抱えている人がいます。
- このような困りごとが起きたとしても、家族や友人、知人との関係を保ちながら自分らしく生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らしていきたいというのは、誰しも願うことです。
- その願いを叶えるために、「自助（自分のことを自分でする）」「互助（近所の助け合い、ボランティア活動）」「共助（社会保障制度）」「公助（行政が行う公的サービス）」がそれぞれの役割を果たして重層的な取組を行い、課題の解決を目指していきます。
- 地域福祉活動は、このうちの「互助」にあたります。地域福祉活動とは、誰もが直面する可能性のある生活上の様々な悩みや困りごとを地域全体の問題ととらえ、地域で暮らすみんなで考え、話し合い、協力して解決を目指していく活動を指しています。身近な住民だからこそ気づくこと、そしてそこで生活する住民だからこそできる活動は大きな役割を果たします。
- このような地域住民による地域福祉活動とともに、幸田町や関係機関・各種団体が行う取組を含めて地域全体で連携・協働して進めることが重要です。
- 幸田町社会福祉協議会は、積極的に地域に出向くことで住民の声を聞き、地域における様々な地域福祉活動が広がるよう、それぞれの現状に合わせた支援を行います。さらに、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関、民間企業や行政等をつなぎ、連携・協働の輪となる地域全体のネットワークづくりを進めていきます。

（３）「地域福祉活動計画」の役割

- 地域福祉を推進していくために、幸田町が「理念」や「仕組み」を示す「地域福祉計画」と、「理念」や「仕組み」をもとに、幸田町社会福祉協議会が中心となって具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪であるといえます。
- 「地域福祉計画」の基本理念は「支え合い　ともに生きる　まちづくり」です。また、地域のつながりを重視し「人と人、誰もがつながり“幸田町（しあわせ）”の輪をつくろう！」を副題として定め、町民が支え合い、安心して生活できるまちを目指していきます。
- 「地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」の基本理念と基本目標を共有して取り組むことで、より実現性の高い計画とすることを目指します。また、幸田町社会福祉協議会の事業を通じて「地域福祉を進める意識づくり、地域福祉を進める仕組みづくり、地域共生に向けた支援体制づくり、地域で安心して生活できる環境づくり」の４つの基本目標を推進します。

（４）「地域福祉活動計画」の期間と進捗管理

- 地域福祉活動計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年計画です。
- 幸田町社会福祉協議会事業の実施状況を評価し、PDCA サイクルの考え方により評価後の取組内容を検討することとします。また、社会情勢や制度改正等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 地域福祉活動計画の評価については、計画の中間年度と最終年度に行います。

計画の期間

令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
第３期幸田町地域福祉計画				
第３期幸田町地域福祉活動計画				

２　地域福祉活動計画の取組

（１）地域福祉活動計画の体系図

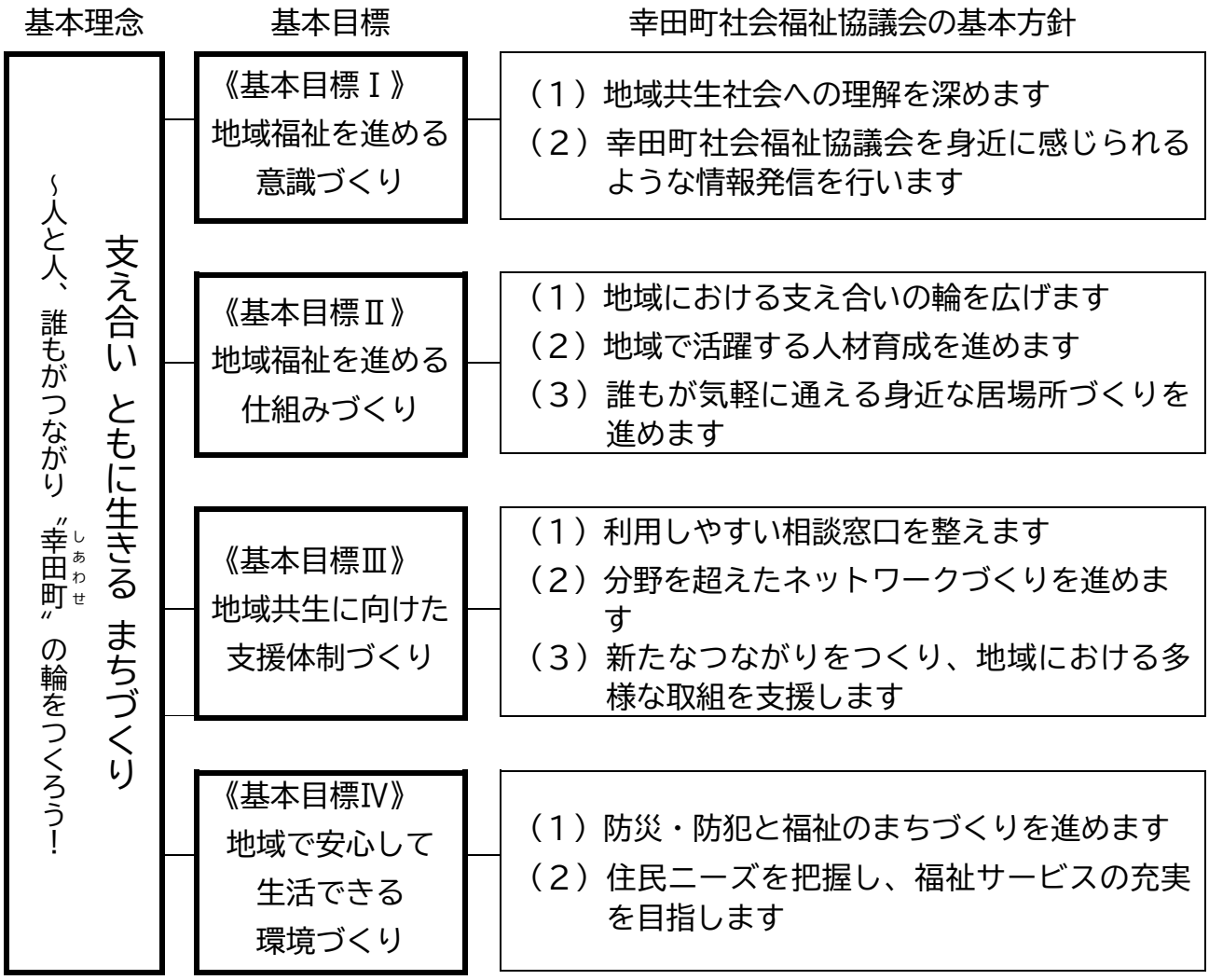

地域福祉計画の基本理念と基本目標をもとに基本方針を定め、幸田町社会福祉協議会として行うべき取組を整理しました。それぞれの基本方針に基づく事業は相互に関連しているため、方向性と役割等を確認しながら、すべての事業を一体的に取り組んでいきます。

地域福祉活動計画の内容

≪基本目標１≫地域福祉を進める意識づくり
◆ 地域福祉への理解と関心を高め、お互いさまの気持ちを育てます。

- 団体ヒアリングでは、幸田町社会福祉協議会は「地域とのつながりが継続できるような地域づくりや、生活上の支援等を近隣住民ができるような地域づくりに力を入れるべきである」という意見が挙がりました。
  このような地域づくりを目指すには、福祉サービスを提供する幸田町や幸田町社会福祉協議会、関係機関、民間の事業所だけでなく、その地域で暮らす住民の理解と協力がたいへん重要となります。
- そこで、町民の地域福祉への理解と関心を高め、お互いさまの気持ちを醸成できるよう、普及啓発活動に取り組みます。また、子ども達が地域の中で様々な世代や立場にある人と関わることで、多様な生き方に触れ、思いやりの心や相手を理解しようとする豊かな心が育まれるよう、福祉教育を推進します。
- また、同じく団体ヒアリングでは、「情報発信の工夫や幸田町社会福祉協議会のPRの検討が必要」という課題が見えてきました。
- 幸田町社会福祉協議会の取組を分かりやすく伝えることで、地域福祉を推進する役割のある幸田町社会福祉協議会への理解をより深めてもらえるよう、情報発信力を強化するとともに、積極的に地域に出向き、PR活動を進めます。

基本方針（１）地域共生社会への理解を深めます

	取組	内容
①	普及啓発事業の充実	地域共生社会の推進のため、地域住民の理解をより深められるよう、赤い羽根共同募金や認知症普及啓発事業等、普及啓発の充実を図ります。
②	福祉教育の推進	子どもたちの地域福祉に対する理解と関心を深めるため、学校や地域との連携を強化しながら、町内の学校において福祉実践教室を開催するとともに、ふれあい・いきいきサロンや施設等の協力を得ながら青少年等ボランティア福祉体験学習を実施します。また、その他の授業の機会をとらえ継続的に福祉教育を推進します。

基本方針（２）幸田町社会福祉協議会を身近に感じられるような情報発信を行います

	取組	内容
①	情報発信力の強化	社協だより「ともに生きる」やホームページの内容を充実し、SNS 等の活用の検討を進め、町民により親しみやすく、分かりやすい広報活動を進めます。
②	地域に向けた PR 活動の推進	区長会等と連携しながら積極的に地域の集まりに出向き、幸田町社会福祉協議会の PR 活動を行うことで、相談窓口や講座開催等の事業の周知を図るとともに、幸田町社会福祉協議会を身近に感じてもらえるような情報発信を進めます。

≪基本目標２≫地域福祉を進める仕組みづくり

◆ 地域で住民が主体的に取組を進められる仕組みをつくります。

- 国勢調査等の推移から、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加が進んでいることが明らかになっており、さらには地域の中でも高齢者の孤立・孤独を課題と感じている声が多く挙がっています。また、子どもや子育て世帯についても、放課後や長期休み中の居場所不足や登下校時のトラブルなど、生活における様々な課題について、協議体等で議論されています。
  このような課題は、幸田町や幸田町社会福祉協議会等、様々な専門職だけで対応するには限りがあり、地域で暮らす住民の皆さんの協力が必要となります。
- そこで、地域に関わるすべての人がつながり一致団結することで、支え合いの輪を広げ、地域で起こる課題の解決に向けて動き出せるような仕組みづくりを進めます。あわせて、様々な立場の人が気軽に通えるような居場所づくりへの支援を強化します。
- また、団体ヒアリングでは、「人材の確保が難しい」「リーダー（後継者）が育たない」等、地域活動への人材確保や人材育成が課題として見られました。
- このような課題の解決に向け、欠かせない存在であるボランティアをはじめとする地域福祉活動者の育成を目指し、地域の実情に合わせた事業を進めます。

基本方針（１）地域における支え合いの輪を広げます

	取組	内容
①	協議体の運営支援	地域住民を中心とした多様な主体が集まる協議体において、地域情報の共有や地域課題の検討を行い、地域の中で新たな取組が生まれるよう運営を支援します。
②	会員制度、赤い羽根共同募金の充実	社協会費や街頭募金等、地域住民の参加によって支え合いの輪が広がることを目指し、より理解が深まるように会員制度や赤い羽根共同募金の運営を進めます。

基本方針（２）地域で活躍する人材育成を進めます

	取組	内容
①	地域を支えるボランティアの育成支援	地域で活躍する人材育成を図るため、ボランティアセンターや地域包括支援センターにおいて、地域課題やニーズに応える養成講座を開催します。 また、手話検定の受験支援等、障がいのある方を地域で支えるための人材育成を進めます。
②	生活支援コーディネーターの機能強化	地域福祉推進のため各地域での支え合い事業に住民の参加を得ていくために、生活支援コーディネーターが地域の実情を見据えて人材発掘を進めます。

基本方針（３）誰もが気軽に通える身近な居場所づくりを進めます

	取組	内容
①	「地域の居場所づくり事業」の創設	「地域の居場所づくり事業」を創設し、高齢者を対象とするふれあい・いきいきサロンの開催や、子どもや保護者を対象とした居場所づくりへの支援を強化します。多くの居場所が作られることで、参加の選択肢が広がるような環境づくりを進めます。
②	介護・認知症予防事業の充実	ふれあい・いきいきサロンの支援や介護予防教室等を実施し、高齢者が地域内で交流する機会を作ります。 また、認知症高齢者が自宅から歩いて行ける距離で通えるよう、おれんじカフェの充実を目指します。
③	福祉団体の運営支援、ピアカウンセリングの実施	福祉団体への運営支援やピアカウンセリングを実施することで、障がい者等の当事者の交流を推進します。

ピアカウンセリングとは？

同じような環境や立場、経験などを共有する仲間の力や影響力を利用したカウンセリング。障がいのある当事者同士が対等な立場で話し、互いに相談することで、ともに支え合うことを目的とする。

≪基本目標３≫地域共生に向けた支援体制づくり

◆　複雑化・複合化した課題を受け止められる体制づくりを目指します。

- 団体ヒアリングから、「ひきこもりへの対応」や「多問題家族への支援」など、一つの法律や福祉制度では対応できない複雑化・複合化した課題や、公的サービスの対象にならないものの生活するうえで困っていること等、既存のサービスの枠組みにあてはまらない課題が見えてきました。
- また、認知症や知的障がい、精神障がいのある方は、福祉サービスの利用契約や金銭管理等、日常生活の中においても自らの判断だけで生活することが難しくなる場合があります。特に認知症高齢者は年々増加しており、今後さらに増えていくと予測されています。
- 他にも団体ヒアリングで地域福祉課題として挙がった「多問題家族への支援」については、金銭面において生活が苦しい家族が、複合的な課題を抱えている事例が見られます。
- 幸田町社会福祉協議会では、支援を必要としている人がスムーズにつながるよう、相談窓口機能を充実させ、幸田町と連携しながら様々な分野の専門職がつながるよう、幅広いネットワークづくりを推進します。どのような状況におかれても、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指し、幸田町成年後見支援センターや日常生活自立支援事業を受託し、権利擁護事業を実施することで本人の権利を守る支援をします。さらに、生活資金の貸付事業を実施するとともに、安定した生活再建に向けて関係機関と連携します。
- また、課題を抱えた方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、世代や属性を超えた交流や居場所づくり等、地域における様々な取組を支援します。

基本方針（１）利用しやすい相談窓口を整えます

	取組	内容
①	相談窓口の機能強化	相談窓口機能の充実や幸田町や関係機関との連携強化により、地域住民の多様な相談内容に応じることができる体制をつくるとともに、支援を必要としている人に支援がスムーズにつながるよう、利用しやすい相談窓口を目指します。 また、アウトリーチ等を通じて、福祉の制度やサービスの狭間にある課題をもつ人を適切な支援へつなげます。

基本方針（２）分野を超えたネットワークづくりを進めます

	取組	内容
①	包括的な支援に向けたネットワークの整備	幸田町や多様な専門職等の連携により、地域課題の解決に包括的かつ継続的な支援に取り組めるような体制を整えます。 権利擁護支援においては、地域・福祉・司法の関係者と連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援業を活用し、認知症や知的・精神障がいにより１人で決めることが不安な人を支援します。 また、生活困窮者支援については、生活に困った方に対して一時的な資金の貸付を行うとともに、生活再建に向けて関係者との連携を強化します。 これらの各分野で築かれている既存のネットワークを活用し、分野を超えた幅広い相談支援のネットワークづくりを推進します。

基本方針（３）新たなつながりをつくり、地域における多様な取組を支援します

	取組	内容
①	生活支援コーディネーターの機能強化	生活支援コーディネーターが地域で実施されている活動やそこで活躍する人材を把握し、身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせられるよう、コーディネート機能を強化します。また、世代や属性を超えた交流や居場所等の整備を目指し、様々な分野で活動する地域づくりの担い手がつながる機会を設けることで地域福祉活動の活性化や発展を図ります。

≪基本目標４≫地域で安心して生活できる環境づくり

◆ 地域のニーズをもとに、安心して暮らせる地域づくりや福祉サービスの充実を図ります。

- 令和５年度に幸田町が実施した住民意識調査では「防災体制の強化」「交通安全・防犯対策の強化」が上位に挙がっており、災害時に備えた対策や防犯対策の強化が強く望まれていることが分かります。また、団体ヒアリングでは「防災と福祉の連携」という課題が挙がり、協議体においては子どもの交通安全や防犯対策がテーマとして取り上げられ、それぞれ地域住民の関心の高さがうかがえます。
- 幸田町社会福祉協議会では、災害時ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を幸田町と締結し、町防災訓練へ参加することで、関係団体との連携確認や災害時ボランティアセンターの設置・運営訓練を行ってきました。また、ボランティア講座を開催し、人材育成を進めてきました。
  今後もそれらを継続するとともに、いざという時に災害時ボランティアセンターを円滑かつ効率的に設置・運営ができるよう、平常時からの体制整備を推進します。
- 交通安全や防犯に対しては、安全マップの作成や防犯パトロールの支援等、地域の安全に向けた取組を支援します。
- また、同じく住民意識調査において、「子育て支援」「高齢者福祉の充実」についても上位に挙がっています。
- そこで、職員が住民と顔の見える関係性を築くことで、住民ニーズの把握に努め、必要とされる生活支援サービスや福祉サービスを提供します。

基本方針（１）防災・防犯と福祉のまちづくりを進めます

	取組	内容
①	災害ボランティアセンターの体制整備	災害ボランティアセンターの運営マニュアルや備蓄品の計画的な整備を図り、災害時の迅速な対応に備えます。また、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターの人材育成を図り、支援体制を整備します。
②	地域の安全を守る取組の支援	地域住民が主体となり行う安全マップの作成や防犯パトロール等、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を、幸田町等と連携しながら支援します。

基本方針（２）住民ニーズを把握し、福祉サービスの充実を目指します

	取組	内容
①	生活支援サービスの実施	地域に出向いて住民の声を聞き、顔の見える関係性を築くことで、住民のニーズを把握し、見守り配食事業や福祉車両・福祉用具の貸出事業等、必要とされる生活支援サービスの提供を進めます。
②	介護保険事業、障害福祉サービス事業の運営	訪問介護事業、居宅介護支援事業等、組織内の各部門や関係機関等と連携しながら、サービスを必要とする方のニーズに応えます。

３　地区別の現状

（１）坂崎学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
3,623 人	1,346 世帯	15.7%	26.8%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

● 学区の人口は、令和５年度から令和６年度にかけて増加しています。年少人口（０～14 歳）は減少傾向となっています。

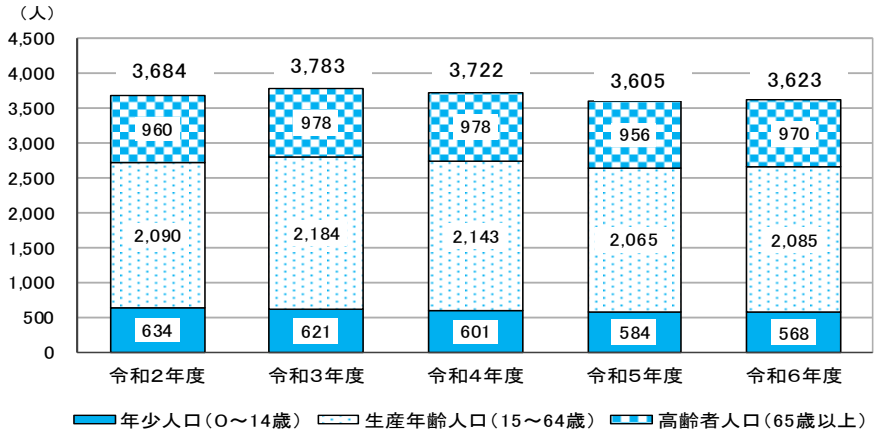

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

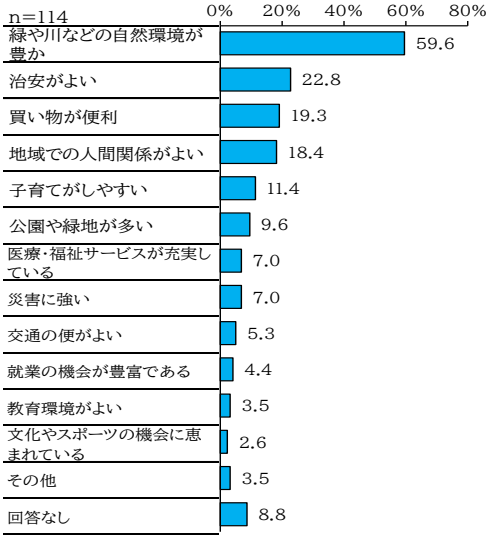

■幸田町の悪いところ

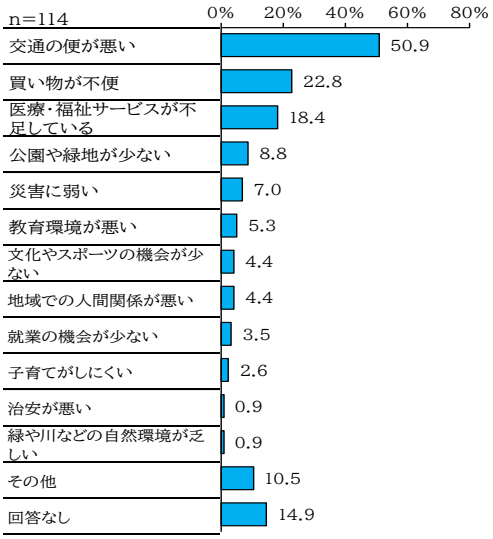

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 坂崎学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜坂崎学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ スーパーの宅配サービスの宅配料が負担となっている ➢ 高齢者同士で車を乗り合わせて買い物に出かけるつながりがあるといいが、事故の不安がある ➢ 支援者の高齢化に伴いサロン等の送迎やスーパーへの買い物等、移動支援が減っている
	地域活動	➢ 若い世代の転入者が地域活動に参加している
	社会参加	➢ 夏休み期間の食事に困っている子どもがいる ➢ 独身者が多く、子どもの数が減少している
アイディア	生活課題	✧ 若い世代との交流を図ることで、地域活動への協力が期待できる ✧ えこたんバスの本数を増やす等、交通手段の利便性を高める
	地域活動	✧ 坂崎学区福祉あんしん見守り隊以外の人（特に最近転入した方）にも、孤立防止のための見守り視点を持ってもらい、住民の困りごとの把握や情報収集につなげられるようにネットワークを構築する
	社会参加	✧ 地域食堂を開くことで、子どもの居場所を確保するとともに孤独を防ぐことができる ✧ 幸田町社会福祉協議会や協議体が主催する出会いの場をつくるイベントの開催

（２）幸田学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
11,999 人	4,744 世帯	17.3%	19.6%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

● 学区の人口は、増加傾向となっています。また、年少人口（０～14 歳）は減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

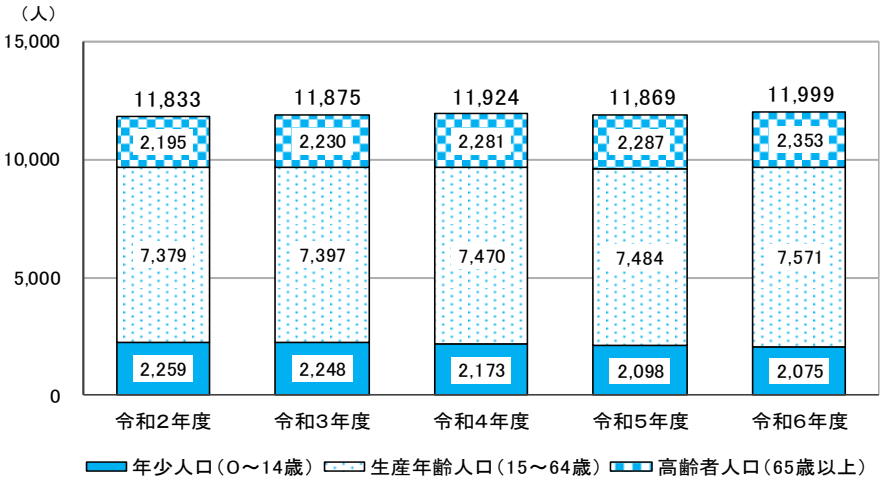

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

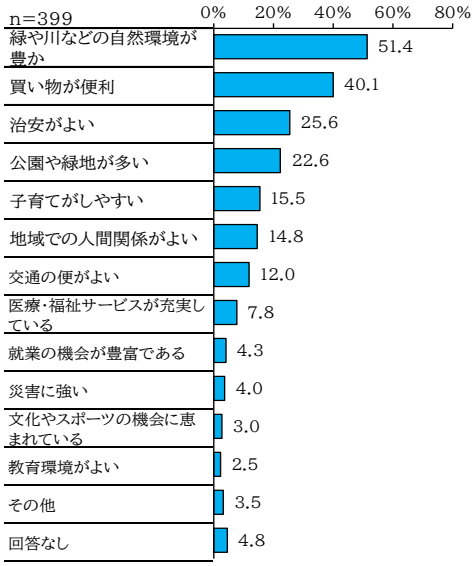

■幸田町の悪いところ

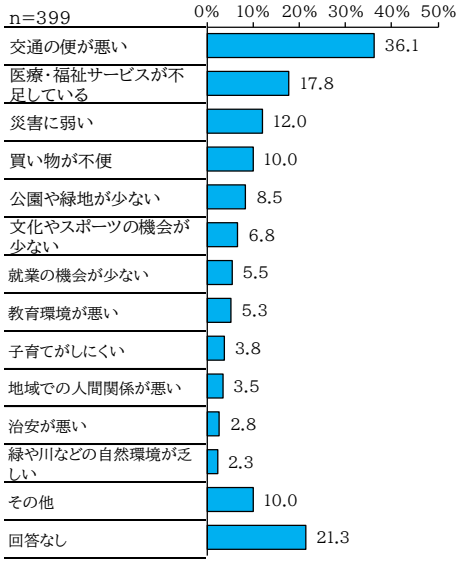

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 幸田学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜幸田学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ 歩いて行ける距離に店舗があっても、荷物を持ち帰る支援がない ➢ 買い物の送迎支援がほしい ➢ 宅配サービスの申し込み支援がほしい ➢ ごみ袋をごみステーションまで運ぶ支援がほしい ➢ 利便性の良いバス（チョイソコ、えこたん）があると助かる
	地域活動	➢ 地域の役員で繋がる機会をもっている（同級生・厄年会など）
	社会参加	➢ 町外から転居した方が地域に慣れるまでのつなぎとなる居場所が必要
アイディア	生活課題	✧ 買い物した物を運ぶボランティア（有償）や宅配サービスの注文支援ボランティアが必要 ✧ チョイソコや乗り合いタクシーを活用する ✧ マンションの掲示板を活用して情報周知をする ✧ スーパーや生協による配送 ✧ ごみ回収トラックについて、意見を集約し区へ提案する ✧ 個人宅への傾聴ボランティア
	地域活動	✧ 地元のリーダー同士が結束して地域の活性化を図る
	社会参加	✧ ひとり暮らしの方や転入者が気軽に集まれるサロン（会話や体操）の開催

（３）中央学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
8,715 人	3,643 世帯	15.4%	20.1%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

- 学区の人口は、令和５年度から令和６年度にかけて減少しています。また、年少人口（０～14 歳）は減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

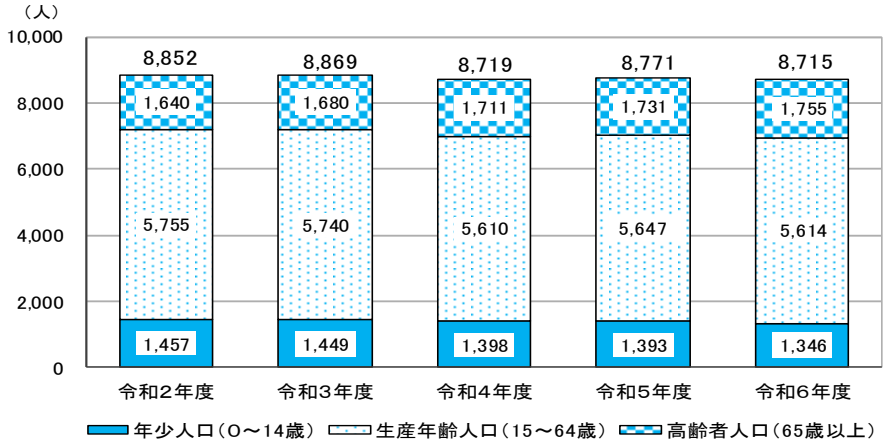

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

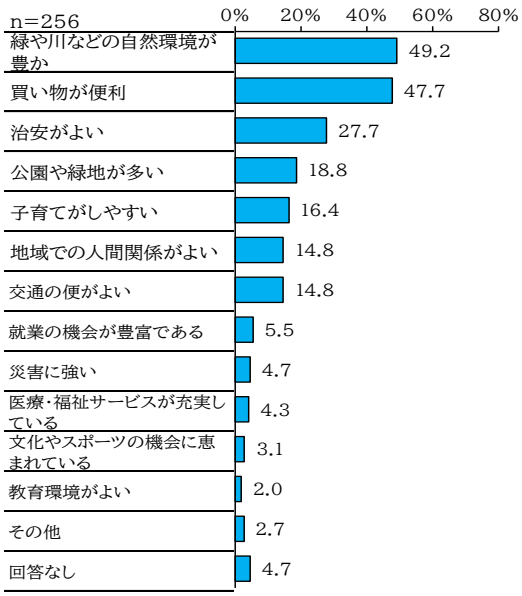

■幸田町の悪いところ

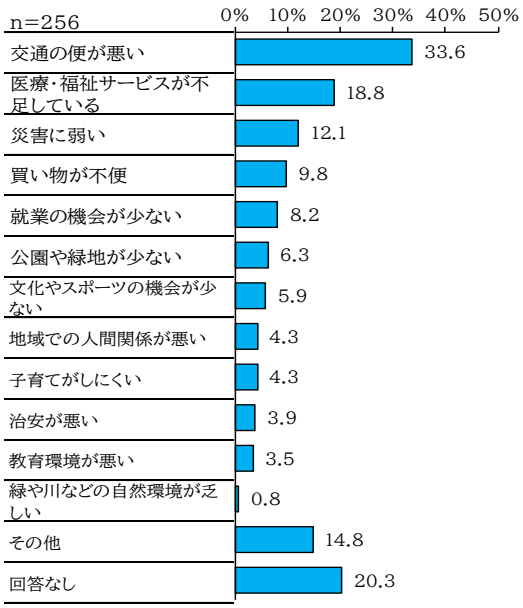

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 中央学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜中央学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ 見守りが必要な方の情報や、町営住宅やアパートに住んでいる方の情報が入らない ➢ 地域活動等の情報が入らない
	地域活動	➢ 見守りを行う人が不足している ➢ 民生委員・児童委員の活動内容の理解が不足している（民生委員・児童委員が訪問すると警戒される）
	社会参加	➢ 老人クラブの人数が減少している。誘っても来ない（話題が合わない、区の役員の仕事がある） ➢ 老人クラブに入るまでの若い人が参加する場がない ➢ 川沿いの草刈り、大山の社のお世話をボランティアで行っている
アイディア	生活課題	✧ 送迎や同行支援（買い物を楽しむ） ✧ 配食サービス（要件を緩和）で安否確認をする ✧ 情報が集まる機会をつくる ✧ 回覧板や掲示物で情報提供を行い、地域活動等の内容を知ってもらう
	地域活動	✧ 見守り活動のノウハウを学び、活動時は２人体制（警戒感を和らげる）にする等、隣近所での見守り体制を整える
	社会参加	✧ 地域食堂で同年代の人とコミュニケーションを図る。来ない人には集まる機会（安否確認）や訪問を行う ✧ いつでも気軽に行けて気楽に過ごせる場所があるといい ✧ 少人数でも始められるボランティア活動をする機会をつくり、活動者を増やす。始めるきっかけや目的を明確にするとよい ✧ サロン（健康麻雀、カラオケ）を開催する

（４）荻谷学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
5,892 人	2,550 世帯	11.2%	22.0%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

● 学区の人口は、令和４年度から減少傾向となっています。高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

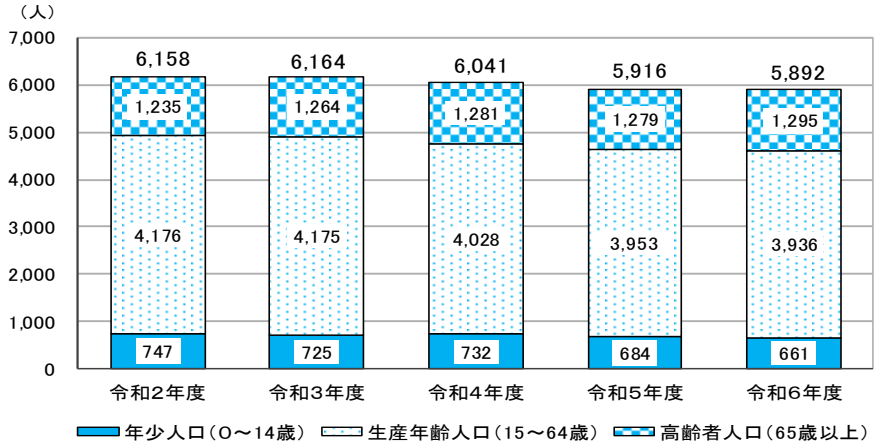

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

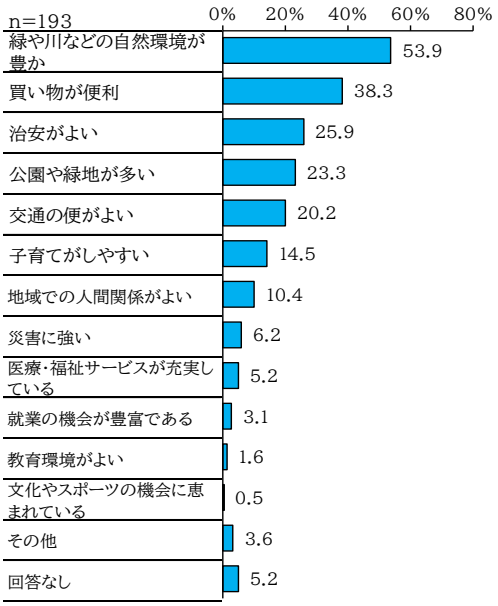

■幸田町の悪いところ

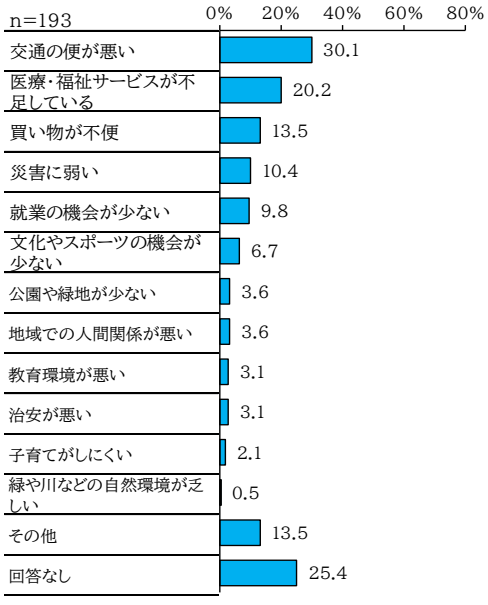

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 荻谷学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜荻谷学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ えこたんバスにシルバーカー等で気軽に乗ることができる支援が必要 ➢ 乗合タクシーを利用して買い物や外食がしたい ➢ ふらっと気軽に寄って話を楽しめる場がほしい ➢ ごみ出し援助。資源ごみステーションが遠い
	地域活動	➢ 住民同士や他の区と交流する機会が必要 ➢ ごみステーションの近所の方がさりげない見守りを行っている
	社会参加	➢ いきいきサロンのメンバーが固定化している ➢ 老人福祉センター（生きがいデイサービス）を利用することで話が出来る
アイディア	生活課題	✧ コンビニ等店舗、企業への協力依頼 ✧ 買い物や通院の移動援助（ボランティアでは事故が心配） ✧ 買い物代行の支援 ✧ えこたんバスの利便性をよくする（シルバーカーを乗せられるようにする、バス停をつくる） ✧ シルバーワンコインサービスの補助 ✧ 乗合タクシーで買い物や外食等の外出ツアーを行う ✧ 話し相手（傾聴）の担い手
	地域活動	✧ 地区回覧板にコメントを記入して見守り活動に対しての感謝を伝える
	社会参加	✧ 目的別サロンの開催（将棋、麻雀、カラオケ） ✧ 老人福祉センター（生きがいデイサービス）が各学区にほしい

（５）深溝学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
6,320 人	2,548 世帯	16.0%	23.9%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

● 学区の人口は、増加傾向となっています。年少人口（０～14 歳）は令和５年度から令和６年度にかけて減少しています。また、高齢者人口（65 歳以上）は令和５年度から増加傾向となっています。

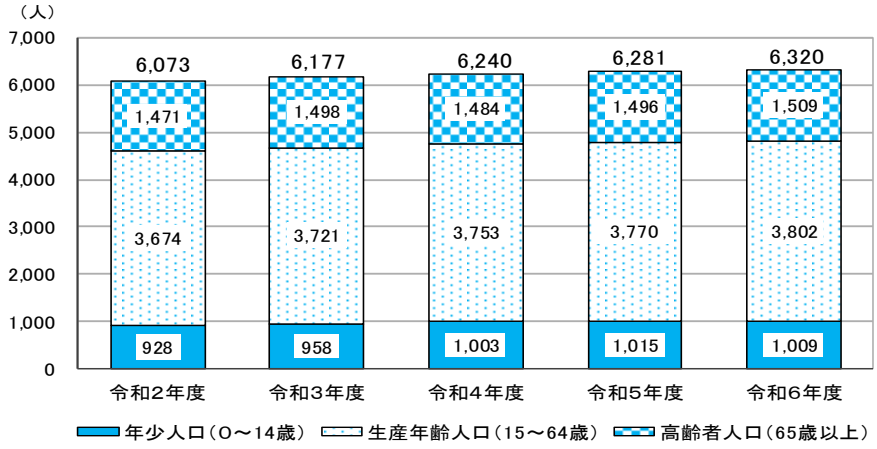

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

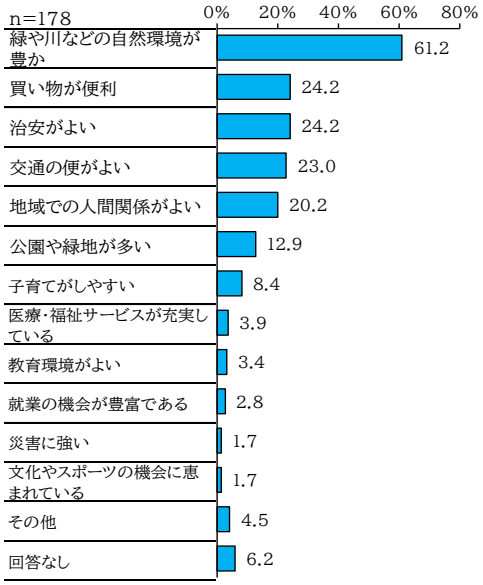

■幸田町の悪いところ

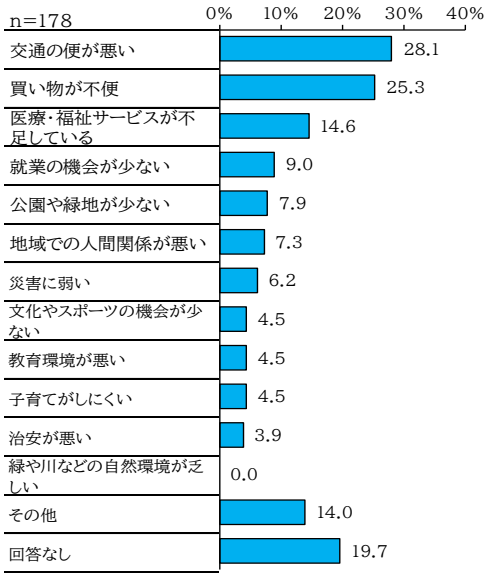

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 深溝学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜深溝学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ 買い物ができる店（コンビニエンスストア）がほしい ➢ 三ヶ根駅の整備（バリアフリー化） ➢ 資源ごみを出す支援（古新聞など） ➢ 電動シルバーカーがあると便利
	地域活動	➢ 地域の居場所をつくる
	社会参加	➢ 老人クラブの加入者が減少している ➢ サロンや喫茶店があるといい
アイディア	生活課題	✧ 定期的な買い物ツアー（えこたんを利用して買い物）。高齢者とサポーターで実験運用をする ✧ 買い物代行（ついでに買い物をする） ✧ 資源ごみを集荷するボランティアを募る ✧ 地域の集まりに移動販売車を呼ぶ ✧ 生活を支えるチームをつくり、１人のニーズを複数人で支援することで負担軽減につなげる
	地域活動	✧ 空き家を活用して地域の居場所をつくる
	社会参加	✧ 歩いて行けるところに「お茶を飲む」「食事をする」「健康器具で運動をする」「会話をする」「買い物」などが一つに集約した施設があるとよい ✧ 地域の喫茶店などを交流の場として利用する

（６）豊坂学区

地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
5,675 人	2,043 世帯	17.2%	25.7%

資料：幸田町福祉課（令和６年４月１日）

人口の推移

● 学区の人口は、減少傾向となっています。年少人口（０～14 歳）は減少傾向となっており、高齢者人口（65 歳以上）は令和５年度から減少傾向となっています。

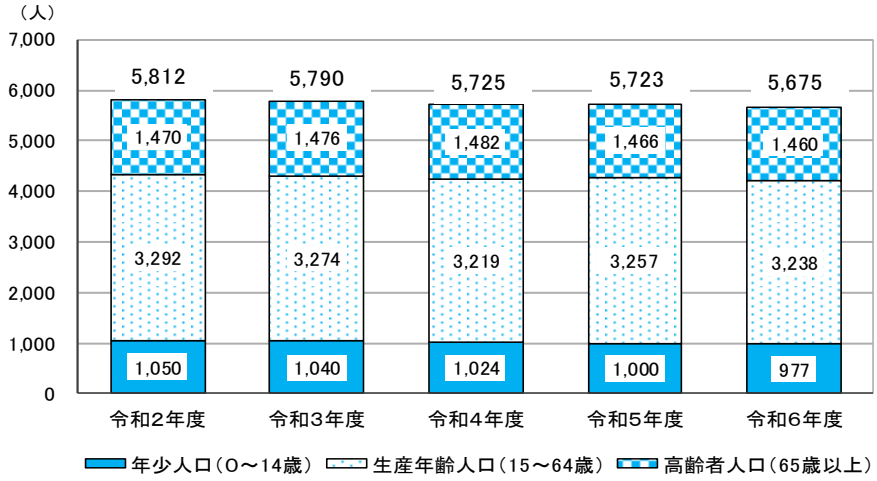

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

アンケート結果にみられる特徴

■幸田町のよいところ

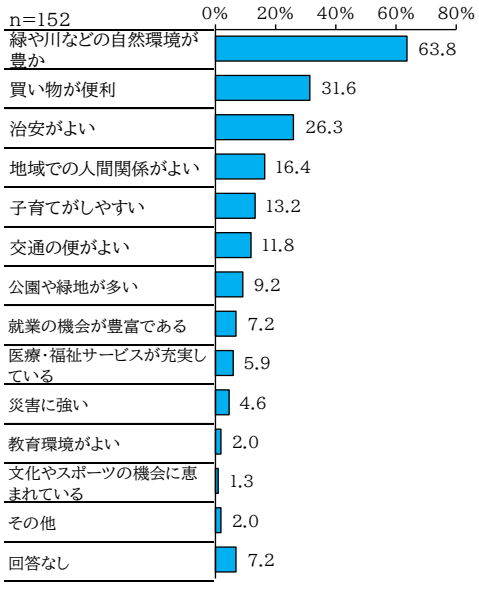

■幸田町の悪いところ

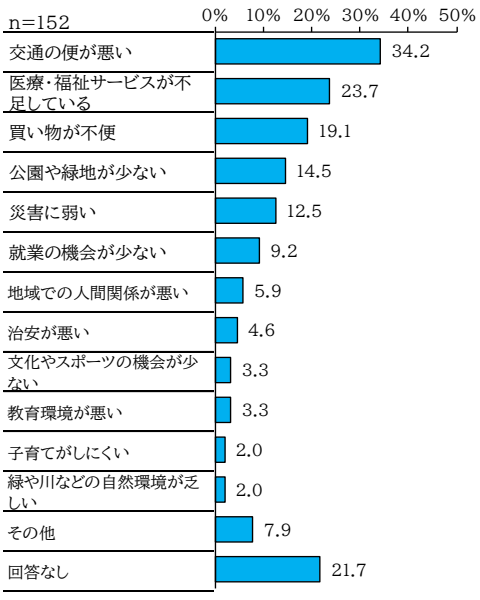

資料：第 23 回幸田町住民意識調査報告書

住民の主な意見（ふくしネットワーク会議・協議体など）

- 豊坂学区における地域福祉活動の現状や課題、今後について、ふくしネットワーク会議や協議体で検討された内容を以下のようにまとめています。

＜豊坂学区における地域福祉活動＞

現状・課題	生活課題	➢ 団地に住む住民の情報を得られない ➢ 配食事業の展開（安否確認）が必要 ➢ コンビニの宅配サービス ➢ えこたんバスの利便性が悪い ➢ タクシー券の補助や割引をしてほしい ➢ 緊急通報装置の設置 ➢ シルバーワンコインサービス（30 分、電球交換など）を活用している ➢ 馴染みの人間関係の中でごみ出しを手助けしている人がいる
	地域活動	➢ 見守りを行う人材の確保
	社会参加	➢ 老人クラブの加入者が少ない、出てくる人が少ない ➢ サロン運営継承者の不足
アイディア	生活課題	✧ 回覧版を活用する ✧ 移動販売車（食品・生活雑貨）の活用 ✧ 日常の生活支援（ごみ出し支援） ✧ 通院同行支援（有償で同行支援）
	地域活動	✧ 隣近所、気になる方の緩やかな見守り ✧ 地域活動を行うリーダーを育成し、役割分担できる仕組みをつくることで負担の軽減を図る
	社会参加	✧ 認知症予防のためのおしゃべりできる場をつくる ✧ お達者体操の実施

第６章　関係計画

１　幸田町重層的支援体制整備事業実施計画

背景と目的

- 近年、地域住民の抱える課題は 8050 問題や介護と育児のダブルケア等複雑化・複合化してきており、従来の属性別の支援体制では、対応が困難になっています。
- そのため、市町村において包括的な支援体制の構築を図る必要があり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要となっています。
- こうした中、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号）」により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業が創設され、令和３年４月１日から施行されました。
- 幸田町においては地域共生社会の実現の理念のもと、自治体の包括的支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）
第百六条の五　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

概要

- 重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、下表のとおりです。
- 各事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果を出すことを目指すものです。

各事業の概要（社会福祉法第 106 条の4第2項）

事業名	事業内容
包括的相談支援事業	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
参加支援事業	○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○支援ニーズがありながらも支援が届いていない人に、支援者が丁寧に信頼関係を構築し、必要な支援へつなげる ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
多機関協働事業	○町全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

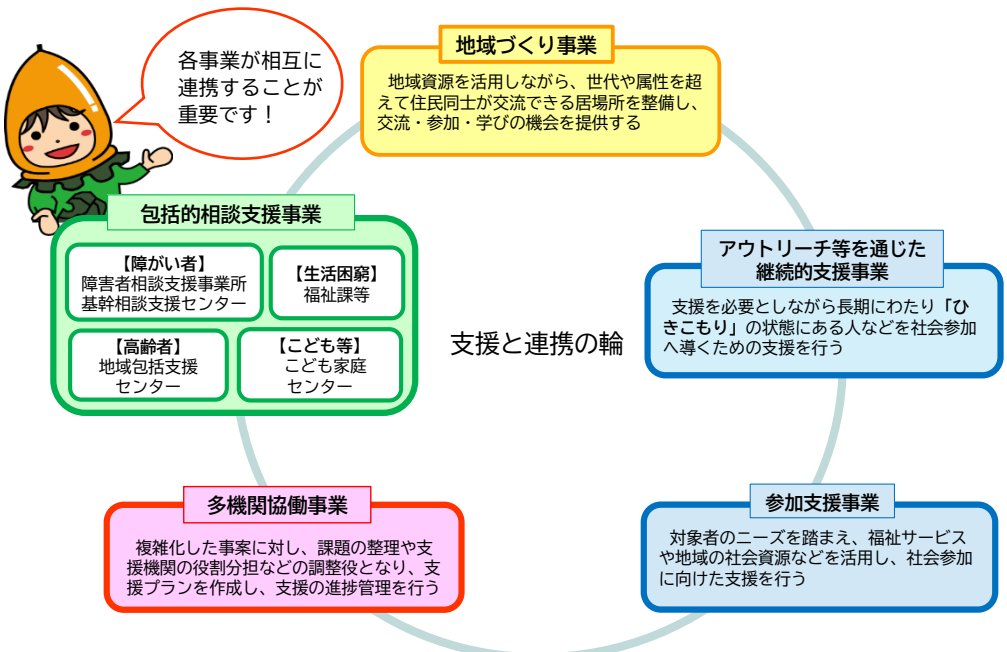

基本方針

- 重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。支援対象者は、その世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立等の地域生活課題を抱えるすべての町民とします。
- 本事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

〇本人や世帯を包括的に受けとめ支える
〇本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で支援を行う
〇信頼関係を基盤として継続的に行う
〇地域住民のつながりや関係性づくりを行う
〇潜在的な対象者の発見やアウトリーチ等による早期的な対応を行う

基本施策

（１）包括的相談支援事業

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の各分野の実施されている既存の相談支援をこれまでとおり実施しつつ、相談支援にあたっては、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める体制を整備します。

分野	事業	実施機関	事業内容
高齢者	地域包括支援センター運営	北部・中部・南部地域包括支援センター３箇所（委託）	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう介護予防ケアマネジメント、総合相談等の様々な支援を行う。
障がい者	相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化事業）	基幹相談支援センター（委託）	地域の障害者相談支援事業所への助言、人材育成、幸田町と協働した協議会の運営等による相談支援機能の強化を行う。
子ども	利用者支援事業	こども家庭センター（令和８年度予定）	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児支援に関する様々な相談支援を行う。
生活困窮者	福祉事務所未設置町村による相談事業	福祉課	生活困窮者及びその家族や関係者からの相談支援、連絡調整等によるつなぎを行う。

（2）参加支援事業

- 既存の社会参加に向けた制度やサービスでは対応できない本人や世帯の生活の困りごとに対応するため、既存の居場所づくり支援を行うとともに、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりをつくるための支援を行います。

事業名	実施機関	事業内容
居場所支援を拠点とした参加支援事業	福祉課	居場所支援を行うとともに、支援プラン作成、プランに基づいた支援の実施、新たなメニューづくりとマッチング等の個別支援を行う。

（3）地域づくり事業

- 高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や共助の基盤づくりを目指した意識醸成のための学びの場の提供など多様な参加メニューを整えます。

事業名	実施機関	事業内容
地域介護予防活動支援事業	げんきかい（委託）	健康づくり・介護予防を目的に開催。ボランティアが主体となって、地元で交流が図れる機会を設け、健康的な生活が送れるよう、体操やレクリエーションなどの介護予防に取り組む。
	お達者体操	
生活支援体制整備事業	第１層・第２層協議体（委託）	生活支援コーディネーターを配置し、住民主体で課題解決に取り組む協議体の設置及び運営支援による地域づくりを行う。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（委託）	創作活動や作業の場、社会との交流の機会を増やすための活動の場を提供し、障がい者の自立支援につながるサービスを提供する。
地域子育て拠点事業	子育て支援センター	子育て家庭の親とその子どもを対象として、交流の場の提供と子育てなどに関する相談、情報の提供を行う。

事業名	実施機関	事業内容
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ※事業分類（3） 地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」	福祉課	地域住民のニーズを調査し、住民主体の活動への支援や居場所づくりの設置運営を行う。

（4）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱え、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否する人に対して支援を届けます。

事業名	実施機関	事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	幸田町社会福祉協議会（委託）	既存の会議やネットワークを通じた潜在的な対象者の把握、関係機関と連携した支援体制の構築、本人との関係づくりに関する支援などを行う。

（5）多機関協働事業

- 複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関における役割分担、支援の方向性の整理などのコーディネートを行います。
- 各支援機関等だけでは対応が困難なケースについては、重層的支援会議（本人同意あり）や、社会福祉法第 106 条の６に規定されている支援会議（本人同意なし）を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

事業名	実施機関	事業内容
多機関協働事業	直営（福祉課）と委託（幸田町社会福祉協議会）の一体的配置	相談受付、アセスメント、プラン作成、支援会議の開催、終結の判断等を福祉課と委託先で一体的に行う。

２　第２期幸田町成年後見制度利用促進基本計画

背景と目的

- 成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人の財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。
- 超高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者等が増加しています。認知症患者数については、令和 12 年に 523 万人と推計されており、65 歳以上の高齢者の 14%となることが見込まれる等、成年後見制度の周知や利用を促進する体制の整備が求められたことから、国においては、平成 28 年５月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）を施行し、平成 29 年３月には、成年後見制度利用促進基本計画を定め、今後の成年後見制度の利用促進に当たり、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した利用者がメリットを実感できる制度を運用することとしました。
- また、令和４年度から令和８年度までの国の第２期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けて、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を一層充実させることが求められています。
- 幸田町においても、こうした国の動向に対応するにあたり、平成 29 年４月から幸田町社会福祉協議会に「幸田町成年後見支援センター」を設置し、令和２年３月には、幸田町成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。本計画は、第３期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画の計画期間にあわせて見直しを行い、地域共生社会の実現の理念のもと、第２期成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

成年後見制度の利用の流れ

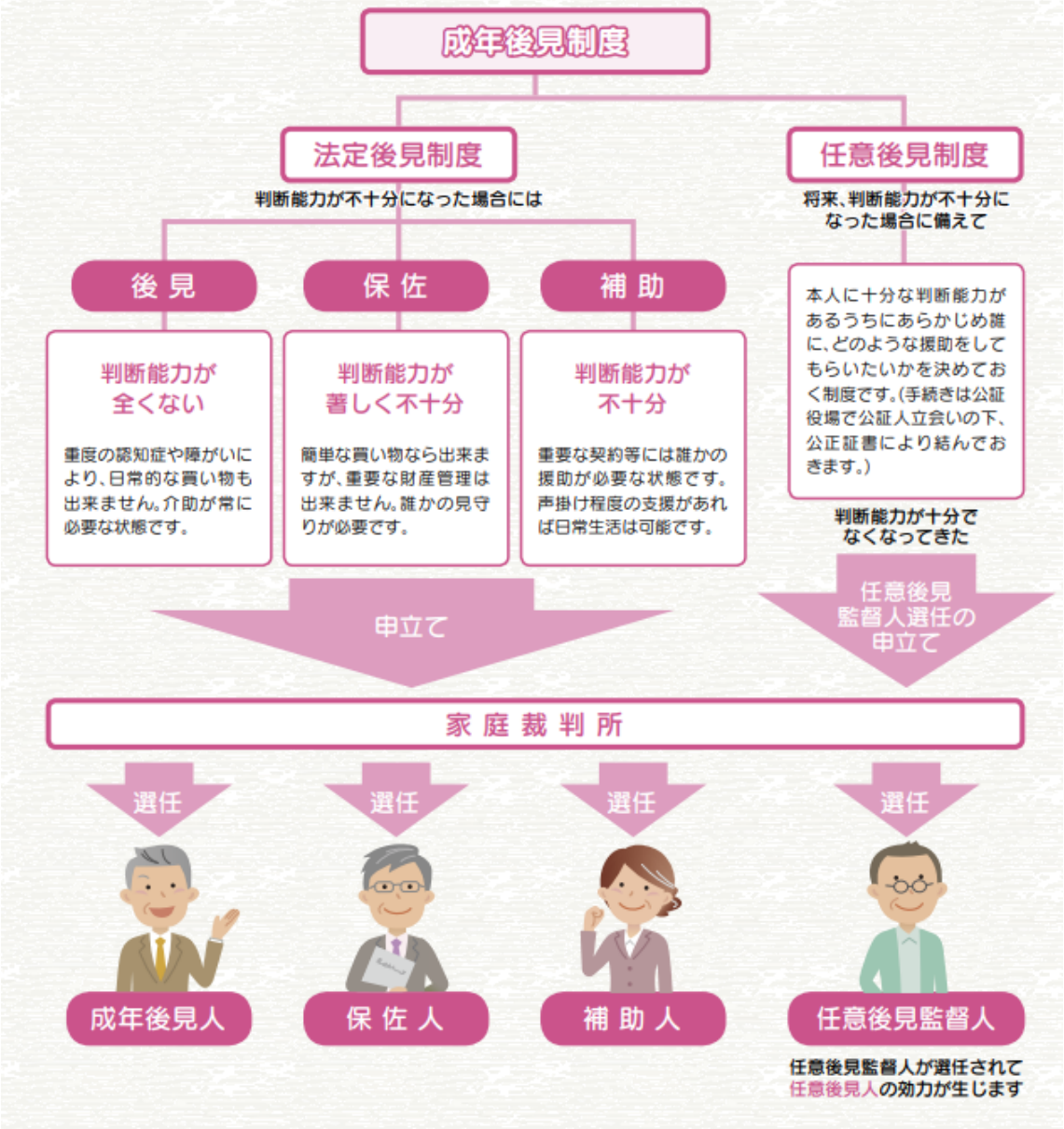

資料：幸田町成年後見支援センター

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

認知症患者数と有病率の将来推計

単位：万人、％

区分	令和４年度	令和７年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
高齢者数	3,626.6	3,652.9	3,696.2	3,773.2	3,928.5
認知症患者数	443.2	471.6	523.1	565.5	584.2
有病率	12.3	12.9	14.2	15.0	14.9

資料：厚生労働省研究班「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
（令和６年５月８日 第２回認知症施策推進関係者会議）

療育手帳所持者内訳数の推移（再掲）

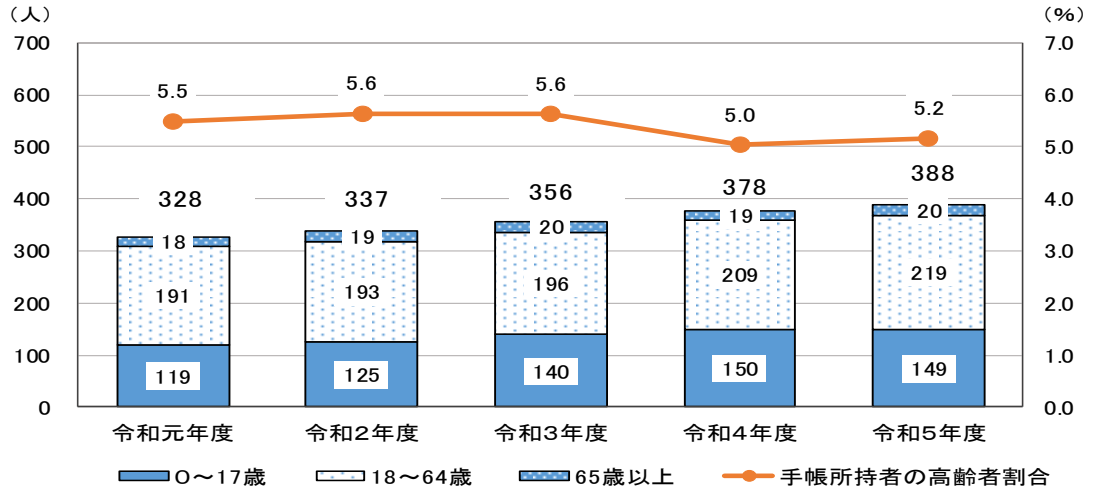

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

精神障害者保健福祉手帳持者内訳数の推移（再掲）

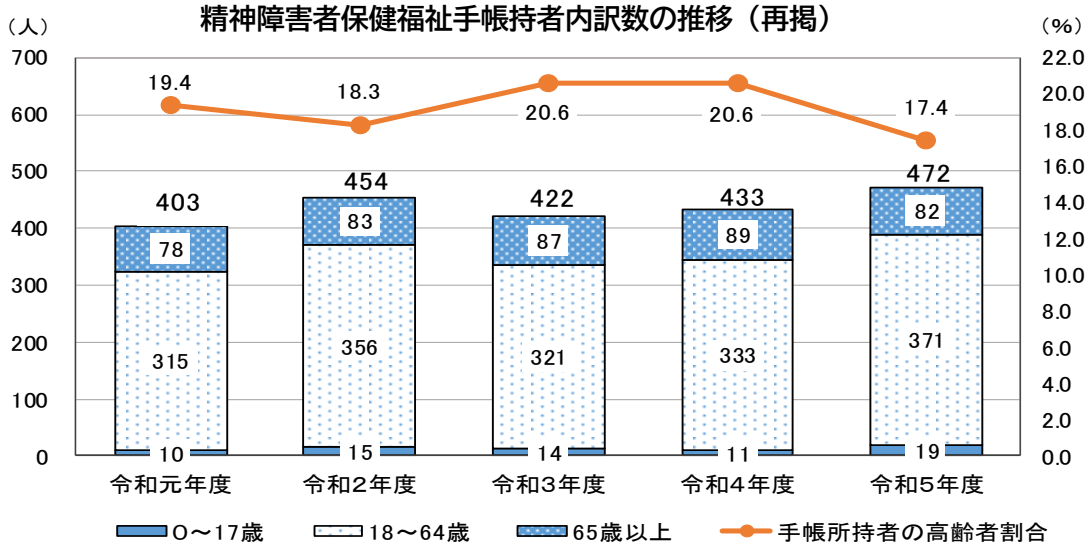

資料：幸田町福祉課（各年３月末）

概要

（１）町長申立に関する事業

- 老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、福祉を図るために特に必要と認められるときには、町長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。
- 成年後見制度は財産を管理するための制度という考え方がありますが、医療や介護の契約等、財産がなくとも必要であることがあります。幸田町でも必要に応じて、町長申立を行っていますが、申立をするに当たり、家族や親族等についての詳細な調査をし、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないよう「幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき支援を行っています。

（２）幸田町成年後見支援センター事業

- 平成 29 年４月から幸田町社会福祉協議会に「幸田町成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する相談をはじめ、権利擁護事業を行っています。
- 現在、幸田町成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、自分ひとりで契約や財産を管理することが困難な状態にあっても、住み慣れた幸田町で安心して暮らしていけるように相談支援・申立支援・実務支援等、成年後見制度の利用支援を行っています。また、令和２年１月から、法人後見業務実施要綱を整備し、法人後見の受任体制を整えています。

幸田町成年後見支援センターの相談等実施件数の推移

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
相談及び手続き	26	48	59	129	69
町長申立支援	0	1	1	2	1
法人後見の受任		0	0	0	0

資料：幸田町成年後見支援センター

幸田町成年後見支援センター３つの役割

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上監護を重視した後見活動を支援する体制の構築

基本方針

- 幸田町成年後見制度利用促進基本計画（令和２年３月策定）においては、すべての住民が生涯を通して、地域の中で安心して暮らせる地域共生社会の実現に取り組む計画として推進してきました。
- 幸田町では、第１期計画の基本的な考え方を継承し、「その人らしい暮らしを守る社会の実現」を基本理念に掲げて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方である権利擁護支援の充実を図ります。
- 権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、地域、福祉、司法等の多様な主体が関わり、本人や成年後見人等を支援する仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

【地域連携ネットワークのイメージ図】

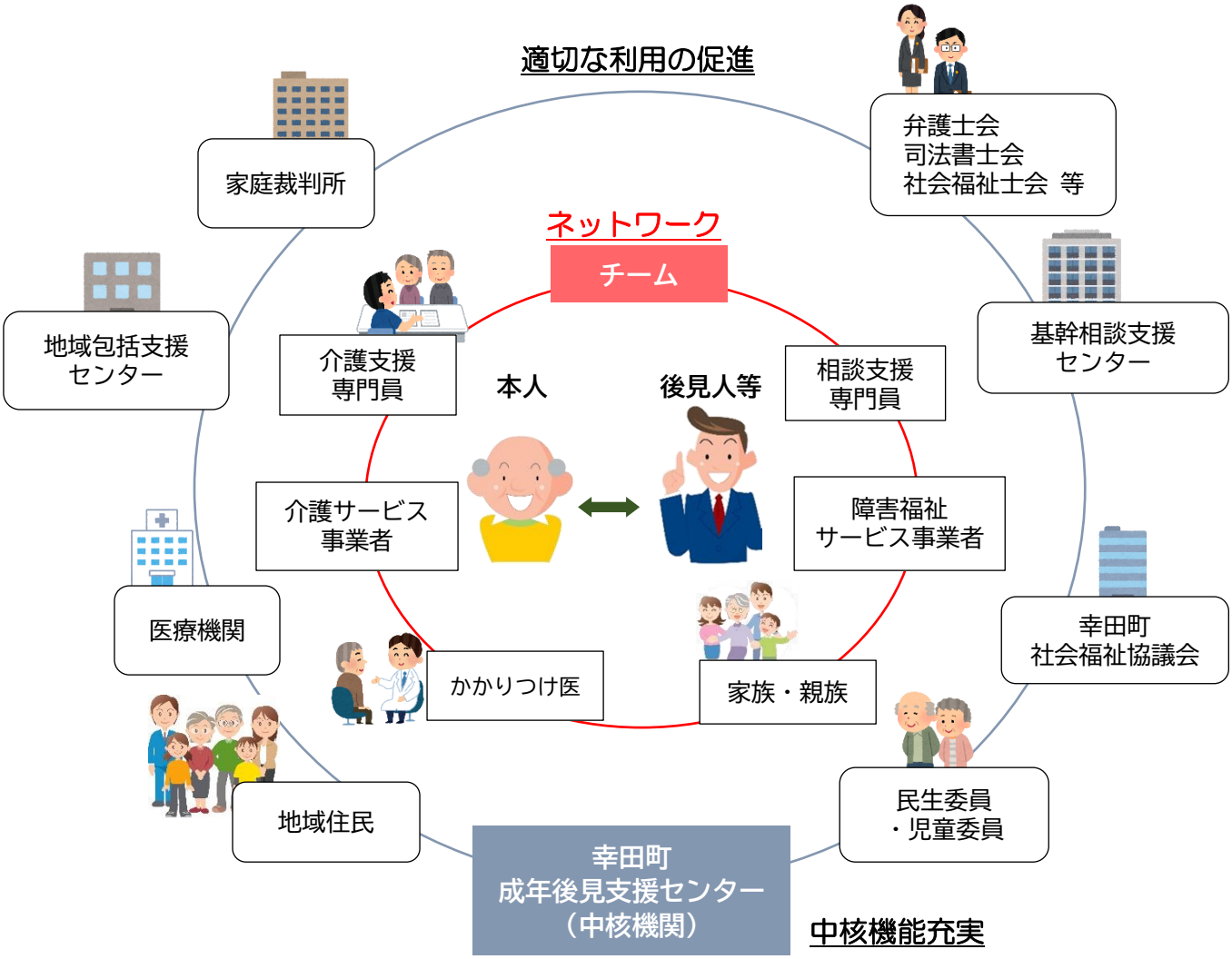

基本施策

（１）成年後見制度の適切な利用を促進します

- 経済的な理由や親族の協力が得られないこと等のため制度が利用できないことがないよう「幸田町成年後見制度利用支援事業」を引き続き実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者等による虐待を受けていたり受ける恐れがあったりする場合等は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、町長申立を行う等適切に対応します。
- 成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みをつくります

- 地域全体の見守り体制の中で権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、尊厳をもったその人らしい生活が継続できるよう、成年後見制度に関わる地域、福祉、司法等の多様な主体が協働・参画する地域連携ネットワークを構築します。
- 地域連携ネットワーク構築に関するコーディネート機能は、幸田町社会福祉協議会に設置している「幸田町成年後見支援センター」が担い、多様な主体や既存の仕組みの有機的な連携を図ります。

（３）中核機関の機能の充実に取り組みます

- 「幸田町成年後見支援センター」を中核機関とし、地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、広報・啓発活動等により制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制機能の充実に取り組みます。

第６章　関係計画

３　幸田町再犯防止推進計画

背景と目的

- 平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）が公布、施行されました。これにより都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- 県では、令和４年度の犯罪率（人口 10 万人当たり）は 550 件、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は 46.5%となっており、約半数を再犯者が占めています。こうした状況がある中、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、県においては、令和３年３月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定し、施策を推進しています。
- 幸田町においても、国や県の動向に対応して、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第８条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

愛知県内の犯罪率及び再犯者率の推移

	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
犯罪率（人口 10 万人当たり）（件）	730	661	529	503	550
再犯者率（%）	47.1	47.4	47.4	46.1	46.5

資料：愛知県警察「犯罪統計書」

計画の対象者

- 再犯防止法第２条第１項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年、若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」。

基本方針

- 国や県の方針を踏まえ、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を見据え、自立に向けた支援や自立を支える保護司会の活動の支援等を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本施策

（１）自立に向けた支援体制の構築

- 犯罪をした人の中には、様々な課題を抱えている人がおり、出所後の生活に苦労し犯罪を繰り返してしまう人もいます。こうした出所後の立ち直りの壁には、「孤独」、「薬物依存」、「高齢である・障害がある」、「住居がない・仕事がない」があげられます。立ち直りの壁を乗り越え自立した生活をおくれるよう支援します。

取組	内容
相談窓口の構築	様々な悩みや課題を抱える人が、安心して出所後に自立した生活がおくれるよう、悩みや課題を相談できる窓口の構築に努めます。
支援機関へのつなぎ	犯罪をした人それぞれが抱える課題や特性に応じて、適切な支援機関へつなぎます。

（2）保護司会への活動支援

- 保護司とは、犯罪や非行をした人が円滑に社会復帰をするために面談を通じて立ち直りの支援をしたり、犯罪や非行のない地域社会づくりのために周知・啓発活動をする民間のボランティアです。ボランティアでありながら保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動する非常勤の国家公務員でもあります。幸田町においても「幸田更生保護司会」に属する保護司が活動しています。

取組	内容
保護司活動の支援	地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を推進するとともに、その活動に対して支援をしていきます。

（3）再犯防止に関する取組の周知・啓発

- 再犯防止を推進するためには、町民をはじめ周囲の人々の理解が大切です。再犯防止施策に関する取組について周知・啓発を図ります。

取組	内容
「社会を明るくする運動」の周知	「社会を明るくする運動」は犯罪のない社会を築くための全国的な運動です。犯罪のない社会の構築や、犯罪をした人が円滑に社会で受け入れられるよう運動に協力するとともに、広報等を通じて周知・啓発活動を行い町民への理解を促していきます。
薬物乱用防止に関する周知・啓発	薬物による犯罪は再犯率が高い犯罪の一つです。薬物の乱用は精神や身体への有害性のほか、社会に与える悪影響も大きいということを広く周知するために、関係機関と共に「ダメ。ゼッタイ。」活動をはじめとした薬物乱用防止普及啓発活動に取り組みます。

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）計画の周知による意識の啓発・醸成

- 本計画は、町民をはじめ、地域、団体、企業、幸田町及び幸田町社会福祉協議会が、それぞれの立場で力を発揮して連携し、地域の課題を解決していくことを目指すものです。そのため、本計画の基本理念、基本目標、基本施策の内容をはじめ、「住民・地域はこんなことからはじめてみよう！」に記載した内容等を周知して意識の啓発を図り、地域福祉の考え方の理解・醸成を促します。

（２）関係機関の連携による計画の推進

- 本計画を推進するため、幸田町と幸田町社会福祉協議会は関係団体等との連携を強化して、町民や地域の福祉ニーズの把握とその解決策の検討に努めます。本計画の取組については、進捗状況に応じて内容を変更しながら実行できる体制を確保します。

第７章　計画の推進

２　計画の進捗管理・評価

- 本計画の施策は、関連諸計画の施策と関連づけて整理していますので、関連諸計画に基づく事業の実施状況による評価が可能です。各課の担当者が基本目標ごとに定めた基本施策の取組の実施状況を評価し、PDCA サイクルの考え方に則って評価後の取組内容を検討する形とします。
- 本計画の評価については、幸田町と幸田町社会福祉協議会及び関連計画を策定している関連部局と連携を図りながら計画の中間年度と最終年度に、基本施策および目標値の進捗状況の確認とともに行います。最終年度の前年度には町民アンケート調査や団体ヒアリングを実施し、町民の意識や生活の状況、地域の課題の状況等についての現状と変化を分析します。また、社会情勢や制度改正等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCA サイクル】

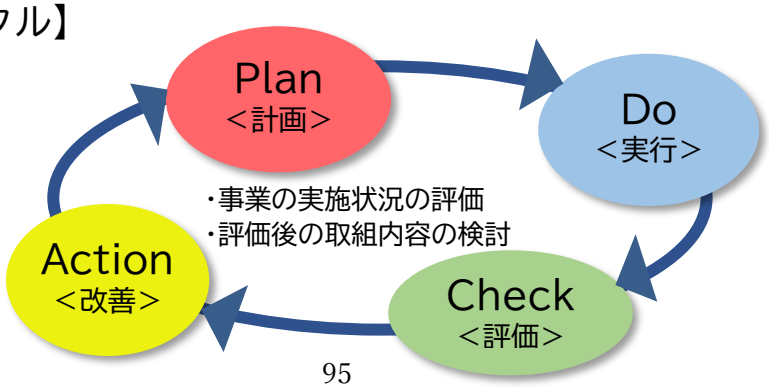

第８章　資料編

１　幸田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、本町の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める幸田町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、幸田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、地域福祉計画の策定に関して必要な事項を調査及び協議する。
（組織）
第３条　協議会は委員１５名以内で組織する。
２　委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）地域住民の代表
（２）各種団体の代表
（３）学識経験を有する者
（４）関係行政機関の代表
（５）その他町長が必要と認めた者
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし、所属する機関の役職等をもって委嘱されたものの任期にあっては、その役職者にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、町長が必要に応じて招集し、委員長はその会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（策定部会）
第７条　委員会に次に掲げる事項を処理するため、幸田町地域福祉計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。
（１）地域福祉計画基礎指標等の資料収集、分析及び分析結果の検討協議に関すること。
（２）地域福祉計画案の策定に関すること。
（３）地域福祉計画案の総合調整に関すること。
２　部会は、町長が任命する者をもって組織する。
３　部会に部会長及び副部会長を置く。
４　部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。
５　部会は、部会長が招集する。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

第８章　資料編

２　幸田町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

No	機関等	団体名等	役職名	委員名
1	地域住民代表			近藤　ひさよ
2	福祉団体代表	幸田町社会福祉協議会	会長	天野　広子
3		幸田町民生委員児童委員協議会	副会長	伊藤　光幸
4		幸田町民生委員児童委員協議会	副会長	本田　一恵
5		幸田町身体障害者福祉協会	会長	加藤　雅敏
6		幸田町手をつなぐ育成会	会長	小山　興建
7		幸田町聴覚障害者連絡協議会	会長	米津　毅夫
8		幸田町母子寡婦福祉会	会長	天野　とき江
9		幸田町ボランティア連絡協議会	会長	山本　康代
10		幸田町こども会連絡協議会	会長	石原　孝樹
11		幸田町老人クラブ連合会	会長	山本　實
12	保健福祉団体	幸田町保健推進委員協議会	副会長	志賀　由香
13	学識経験者	日本福祉大学	教授	児玉　善郎
14		元東京福祉大学　教授		内山　治夫
15	行政代表	住民こども部こども課	課長	鈴木　雅也

第８章　資料編

３　策定経過

開催日	内容
令和６年７月～	各調査データ分析 地域福祉計画事業評価
	地域活動団体（14 団体）ヒアリング調査開始
令和６年８月６日	南部協議体にてヒアリング調査
令和６年８月 13 日	中部協議体にてヒアリング調査
令和６年８月 20 日	北部協議体にてヒアリング調査
令和６年８月 30 日	第１回策定委員会 幸田町の現状、計画骨子（案）について
令和６年 11 月 29 日	第２回策定委員会 計画（素案）について
令和７年 １月 14 日～２月 13 日	パブリックコメント実施
令和７年２月 10 日	福祉産業建設委員協議会 第３期幸田町地域福祉計画等について
令和７年２月 26 日	第３回策定委員会 パブリックコメント報告・計画（案）について

第３期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画

発　　行：幸田町　健康福祉部　福祉課、社会福祉法人　幸田町社会福祉協議会

住　　所：幸田町　健康福祉部　福祉課
〒４４４－０１９２
愛知県額田郡幸田町大字
菱池字元林１番地１
ＴＥＬ：０５６４－６２－１１１１
ＦＡＸ：０５６４－５６－６２１８

社会福祉法人　幸田町社会福祉協議会
〒４４４－０１１３
愛知県額田郡幸田町大字
菱池字錦田８２番地４
ＴＥＬ：０５６４-６２-７１７１
ＦＡＸ：０５６４-６２-７２５４

ＨＰ　二次元コード

発行年月：令和７年３月

第3期
幸田町地域福祉計画
幸田町地域福祉活動計画

発 行：幸田町 健康福祉部 福祉課
住　所：〒444-0192　愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林１番地１
ＴＥＬ：0564-62-1111　　ＦＡＸ：0564-56-6218

社会福祉法人 幸田町社会福祉協議会
住　所：〒444-0113　愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田８２番地４
ＴＥＬ：0564-62-7171　　ＦＡＸ：0564-62-7254